

展開・先端科目

科 目	公法特別講義 / 国家補償法 (前期)	単 位
		2
担 当	早川 和宏	
授業内容の概要		
最高裁判例の中から特に重要な判例を取り上げ、判例理論の修得に努めるとともに、紛争当事者の主張を分析し、争点を明確にするとともに、裁判所の判断を正確に理解した上で、自らの意見をまとめ、これを文章化する能力を身に付けることを目的とする。 いかなる論理の組み立て方が、説得力を有するのか。受講生との質疑応答を通じ、探求してゆきたい。		
授業方法		
授業は、概ね下記の順に行うが、重要判例が現れたときは、適宜差し替えることにする(なお、授業計画中の事件の番号は、行政判例百選のものである)。 毎回の授業につき、判例を2件取り上げる。あらかじめ報告者を指名し、①事実の概要、②当事者の主張と争点、③判旨、④判決のコメント、⑤その他の論点等について、報告を求める。		
成績評価の方法		
受講生の人数にもよるが、授業における報告・レジュメの内容、その他の積極的参加の程度及びレポートによって評価する予定である。 成績は、A・B・C・D・FまたはNの5段階で評価する。		
授業計画		
第1回 26 事件・30 事件 第2回 31 事件・51 事件 第3回 52 事件・74 事件 第4回 78 事件・79 事件 第5回 81 事件・85 事件 第6回 100 事件・126 事件 第7回 151 事件・159 事件 第8回 160 事件・167 事件 第9回 176 事件・181 事件 第10回 193 事件・201 事件 第11回 209 事件・226 事件 第12回 238 事件・246 事件 第13回 最判 H18.2.7 民集 60 巻 2 号 401 頁・最判 H18.7.14 民集 60 巻 6 号 2369 頁 第14回 最判 H18.9.4 判時 1948 号 26 頁・最判 H19.2.27 民集 61 巻 1 号 291 頁 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)： 小早川光郎・宇賀克也・交告尚史編『行政判例百選[第 5 版]』Ⅰ・Ⅱ (有斐閣・2006 年) 参考書(購入任意)： 特になし		
前提履修科目		
特になし		

展開・先端科目

科 目	ジェンダーと法（後期集中）	単 位
		2
担 当	市毛 由美子	
授業内容の概要		
男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現は、21 世紀の最重要課題であり(男女共同参画社会基本法前文)、司法の場も例外ではない。ジェンダー(社会的に作られた性差)は、子供の頃からの家庭生活・学校生活を通じて無意識的に刷り込まれているため、多くの人はそれが固定観念や偏見であることに気付かないまま社会人となってしまう。しかし、これが無意識のままに司法の場に持ち込まれると、究極的には国民の司法に対する信頼をゆるがすという重大な危険を孕んでいる。 ここで、法曹となろうとする者には、ジェンダーによる固定観念・偏見を除去する意識的取組みが求められている。そのためには、社会と自分の中に刷り込まれたジェンダーを自覚し、常に意識する姿勢が欠かせない。本授業では、知識の習得は基礎的なものに留め、事例研究やグループ単位のワークショップ、ロールプレイ等を中心に、学生が能動的に参加できる授業を企画している。教室の中で生の実務を疑似体験し、議論を深めていくことで、各人が、真の正義に資する法曹への動機付けを目指す。		
授業方法		
学生は、毎回事前に指定する文献・資料などを検討して授業に臨むこととし、教室では講義の他、グループ・ディスカッション、ロール・プレイ等の参加型ワークショップによって当該テーマに関する理解を深める。一部専門分野に詳しいゲストスピーカーを迎える。		
成績評価の方法		
毎回到授業における能動的参加の程度と、テイク・ホーム試験によって評価する。成績はA・B・C・D・FまたはN(不合格)の5段階による。		
授業計画（順番はゲストスピーカーの都合により変更することがあります。）		
第 1 回	ジェンダー概論	
第 2 回	法律・判例とジェンダー	
第 3 回	女性政策の歴史、海外・国連の取組み／男女共同参画基本法	
第 4 回	家事事件におけるジェンダー・バイアス	
第 5 回	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ	
第 6 回	被害者心理とジェンダー	
第 7 回	ドメスティック・バイオレンス	
第 8 ・ 9 回	職場におけるジェンダー・バイアス	
第 10 ・ 11 回	セクシャル・ハラスメント	
第 12 ・ 13 回	刑事事件とジェンダー・バイアス	
第 14 回	司法及び法曹のあり方とジェンダー	
第 15 回	テイクホーム試験	
使用教材		
教科書(購入必須)： 第二東京弁護士会『事例で学ぶ 司法におけるジェンダー・バイアス』明石書店 (但し、平成19年末までに改定の予定あり。改訂版が出来次第、学内システムで告知します。) 参考書(購入任意)：『ジェンダーと法』辻村みよ子著 不磨書房 『実務 ジェンダー法講義』吉岡睦子・林 陽子編著 民事法研究会		
前提履修科目		
なし		

展開・先端科目

科 目	行政訴訟実務論（後期）	単 位
		2
担 当	近藤 卓史	
授業内容の概要		
現実の行政事件を素材にして行政訴訟の類型ごとに行政救済論全般について学ぶ。種々の行政活動に関し、行政過程のどの段階でどのような訴訟を提起することが可能で効果的か、そして行政活動の違法性を基礎づける主張をする場合にどのような視点が必要か、行政訴訟を遂行できる法律家として最低限必要な知識と技術の修得を目的とする。従前の行政訴訟についての判例理論をふまえたうえで、その問題点を検討し、改正行政事件訴訟法による新しい行政訴訟制度への対応を考える。		
授業方法		
TKC教育研究支援システムによって、毎回の講義に関する参考文献、参考資料を事前に提供し、当日はそれを前提として双方向の授業を行う。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績評価は、A、B、C、D、FまたはN(不可)の5段階とする。		
授業計画		
第1回 行政訴訟制度の構造 第2回 抗告訴訟の対象一処分性（1） 第3回 抗告訴訟の対象一処分性（2） 第4回 抗告訴訟の原告適格 第5回 狭義の訴えの利益 第6回 義務付け訴訟・差止訴訟 第7回 仮の救済制度 第8回 当事者訴訟－確認訴訟の活用 第9回 行政裁量の司法審査 第10回 行政訴訟と民事訴訟 第11回 住民訴訟 第12回 国家賠償請求訴訟（1） 第13回 国家賠償請求訴訟（2） 第14回 損失補償請求訴訟 第15回 定期試験		
使用教材		
教科書(購入必須)： 高木光・稲葉馨編「ケースブック行政法」弘文堂 参考書(購入任意)： ジュリスト行政判例百選Ⅱ〔第5版〕 橋本博之「要説行政訴訟」弘文堂		
前提履修科目		
公法総合1・2を履修済みであることが望ましい。		

展開・先端科目

科 目	地方自治法 （後期）	単 位
		2
担 当	早川 和宏	
授業内容の概要		
地方公共団体は、一般住民にとって最も身近な行政主体である。出生届(転入届)の提出から、死亡届(転出届)の提出に至るまでの間、住民の日々の生活は、地方公共団体と切り離して考えることはできない。しかし、日常的に地方公共団体との関係を意識している住民は、ほとんど居ない。 従来、「お上意識」の強かった我が国では、それで問題はなかった。そして、地方公共団体は、主権者たる住民ではなく、国を向いて仕事を進めることになる。 このような状況に变革を迫ったのが、2000(平成 12)年から施行された地方分権一括法(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律)である。同法の施行により、地方公共団体には、「お上」意識に胡坐をかくことなく、住民を向いて、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」(地方自治法 1 条の 2 第 1 項)ことが求められている。 本授業では、地方自治制度全般を概観することにより、地方公共団体と我々との関係を、法的に捉えなおすことを試みたい。		
授業方法		
授業は、下記の授業計画に従い、宇賀克也『地方自治法概説[第 2 版]』(有斐閣・2007(平成 19 年))を使用して、講義形式で行う。 講義形式をとりつつも、憲法、行政法等の基礎的な知識につき、適宜発言を求めることにより、できるだけ双方向の授業を試みたい。		
成績評価の方法		
授業における積極的参加の程度(提出物を含む)及び期末試験によって評価する。成績は、A・B・C・D・F 又は N の 5 段階で評価する。		
授業計画		
第1回 地方自治ってなに？ ～地方自治の考え方～ 第2回 地方公共団体ってなに？ ～地方公共団体の種類～ 第3回 地方公共団体は何をしてるの？ ～地方公共団体のしごと～ 第4回 地方公共団体の組織(1) ～基本原理・議会～ 第5回 地方公共団体の組織(2) ～長・その他の執行機関・地方公務員～ 第6回 地方公共団体の活動形式(1) ～法令の執行者として～ 第7回 地方公共団体の活動形式(2) ～立法者として～ 第8回 地方公共団体の活動形式(3) ～立法者として～ 第9回 地方公共団体の活動形式(4) ～調整者として～ 第10回 地方公共団体の活動形式(5) ～給付の提供者として～ 第11回 地方公共団体の財政(1) ～予算から決算まで～ 第12回 地方公共団体の財政(2) ～住民監査請求・住民訴訟～ 第13回 地方公共団体の財政(3) ～住民監査請求・住民訴訟～ 第14回 地方公共団体を育てる？ ～主権者の力～ 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)： 宇賀克也『地方自治法概説[第 2 版]』(有斐閣・2007(平成 19)年) 参考書(購入任意)： 磯部力・小幡純子・斎藤誠編『地方自治判例百選[第 3 版]』(有斐閣・2003(平成 15)年)		
前提履修科目		
特になし		

展開・先端科目

科 目	少年法 （後期集中）	単 位
		2
担 当	山下 幸夫	
授業内容の概要		
少年法は、犯罪を行った少年（未成年者）について、健全育成の観点から、成人とは異なる手続（保護手続）を定めた法である。成人と異なるのは、捜査段階、裁判（審判）段階及び処遇段階の全てに及んでいるが、特に、処遇（保護処分）のあり方に大きな特徴がある。 少年による凶悪・重大事件が起きる度に、マスコミが大きく取り上げ、厳罰化を求める世論が高まり、その度に成人と同様に厳しく罰する方向に少年法が大きく変容されようとしている。 本授業においては、少年法を取り巻く状況の変化や揺れ動いている少年法制の動向に注目しつつ、少年法の実際の運用状況や付添人実務を学ぶ中で、少年司法の基本的な指導理念を確認することを目的とする。		
授業方法		
本授業では、テーマごとに文献や事例を指定し、それらを読んだ上で、問題点について議論する対話形式で授業を行う。なお、家庭裁判所や少年院への参観、少年事件の当事者の話を聞くことなどを通じて少年法の理解を深めることも予定している。		
成績評価の方法		
最終試験および出席、普段の発言状況及びレポートを総合的に評価する。 成績はA、B、C、D、FまたはNの5段階とする。		
授業計画		
第1回 少年法とはどういう法律かー具体的な事例を通して 第2回 少年司法手続の流れ、少年法の沿革、少年法の性格 第3回 捜査段階における問題点 第4回 少年の保護機関、保護の対象 第5回 非行の発見と受理手続 第6回 家庭裁判所の受理 第7回 調査及び審判 第8回 少年審判と非行事実の認定 第9回 保護事件の終局決定、事後手続(抗告、再抗告) 第10回 犯罪被害者問題、少年事件報道問題 第11回 最近の著名な少年事件 第12回 2000年及び2007年少年法改正と今後の改正の動向 第13回 検察官送致(逆送)決定とその問題点 第14回 少年の刑事事件 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)： 菊田幸一『ホーンブック少年法』(北樹出版、2002) 参考書(購入任意)： 守山正・後藤弘子編『ビギナーズ少年法』(成文堂、2008改訂予定)、菊田幸一『少年法概説〔第4版〕』(有斐閣双書、2003)、村山裕・伊藤俊克・宮城和博・山下幸夫編『少年事件の法律相談』(学陽書房、2003)、田宮裕編『少年法判例百選』(有斐閣、1998)		
前提履修科目		
刑法1・2、刑事訴訟法1・2を履修済みであることが望ましい。		

展開・先端科目

科 目	環境法 1 / 環境紛争と法 (後期)	単 位
		2
担 当	牛山 積	
授業内容の概要		
環境法は広範な領域に及んでいる。本講義では、第一に主要な制定法のうち、環境基本法、大気汚染防止法等の規制法の一部と環境影響評価法の枠組みについて基本的知識を理解することを旨とする。他の制定法については、3年次配当の「環境法政策」で扱う。第二に、公害環境紛争の司法的・行政的解決の理論的問題点について具体的事例に即して学習する。		
授業方法		
TKC教育研究支援システムによって、毎回のテーマに関する文献・判例・資料などを PDF ファイルで提供する。事前の準備を期待して、教室では質疑討論によって理解を深めるよう努力したい。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。A・B・C・D・FまたはN(不可)の5段階とする。		
授業計画		
第1回 公害・環境問題と法の発展 環境法を頂点とする法体系の成立と公害・環境裁判の展開 第2回 大気汚染と法1 (1)大気汚染防止法の枠組み、(2)大気汚染訴訟における争点 第3回 大気汚染と法2 大気汚染訴訟の事例研究 第4回 水質汚濁と法1 (1)水質汚濁防止法の枠組み、(2)水質汚濁訴訟における争点 第5回 水質汚濁と法2 水質汚濁訴訟の事例研究① 民事訴訟 第6回 水質汚濁と法3 水質汚濁訴訟の事例研究② 国家賠償法 第7回 土壌汚染防止と法 第8回 騒音訴訟の事例研究 第9回 環境影響評価の法制度と差止請求における違法性判断 第10回 行政訴訟1 取消訴訟を中心として 第11回 行政訴訟2 住民訴訟を中心として 第12回 行政的紛争処理制度 第13回 公害健康被害補償制度 第14回 環境権 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須): 大塚直『環境法(第2版)』有斐閣 大塚直・北村喜宣編『環境法ケースブック』有斐閣 参考書(購入任意): 淡路剛久・大塚直・北村喜宣編『環境法判例百選』別冊ジュリスト、有斐閣 判例大系刊行委員会編(編集代表 牛山積)『大系 環境・公害判例全9巻』旬報社 南博方・大久保規子『要説 環境法〔第3版〕』有斐閣 阿部泰隆・淡路剛久編『環境法(第3版補訂版)』有斐閣		
前提履修科目		
なし		

展開・先端科目

科 目	環境法 2 / 環境法政策 (前期)	単 位
		2
担 当	大坂 恵里	
授業内容の概要		
この授業では、公害・環境汚染の防止、自然環境・都市環境の保全、地球環境問題への対応といった各領域における環境保全を実現するための様々な手法を学習することによって、現在の日本の環境法政策を理解すること、そして将来のあるべき姿を検討することを目標とする。訴訟その他の紛争処理制度による公害・環境問題への対応は、「環境法Ⅰ/環境紛争と法」で扱う。		
授業方法		
TKC教育研究支援システムによって、毎回のテーマに関する文献・判例・資料などを PDF ファイル等で提供する。事前の準備を期待して、教室では質疑討論によって理解を深めるよう努力したい。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。A・B・C・D・FまたはN(不可)の5段階による。		
授業計画		
第1回 環境問題の構造、環境法体系、環境行政組織 第2回 環境法政策の基本理念・基本原則 第3回 環境基本法と環境基本計画 第4回 環境保全の手法1 規制的手法 第5回 環境保全の手法2 経済的手法 第6回 環境保全の手法3 自主的取組、情報的手法 第7回 循環型社会の形成1 廃棄物処理 第8回 循環型社会の形成2 循環型社会とリサイクル 第9回 環境リスク、化学物質の規制・管理 第10回 自然環境の保全 第11回 都市環境の保全1 環境影響評価、日照・景観問題 第12回 都市環境の保全2 土壌汚染・ブラウンフィールド問題 第13回 地球環境問題への対応1 国際環境法と国内環境法の関係 第14回 地球環境問題への対応2 気候変動 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)：大塚直『環境法(第2版)』有斐閣 大塚直・北村喜宣編『環境法ケースブック』有斐閣 参考書(購入任意)：必要に応じて授業中に紹介する。		
前提履修科目		
「環境法1/環境紛争と法」を履修していること、または、今後履修することが望ましい。		

展開・先端科目

科 目	労働法1 (後期)	単 位
		2
担 当	山崎 隆	
授業内容の概要		
本講座では、労働法の学習が初めてである学生や学習がまだ浅い学生に対して、基本書の読み込みを中心とした講義を行なうことにより、基礎的な事柄について一通り理解することを目指すものとする。講義各回の予習課題を出題し、その課題について各自にサブノートを作成していただくことにより予習してきていただく。14回の講義を通じて講義の理解度を確保することを目的としつつ労働法の答案練習とすべく適宜1題ずつレポート課題を出題し、次回の講義に提出していただくこととする。その後、講義の中でレポートに関する講評を行なう。このような授業方法により、労働関係法の基礎的な事柄の理解を深めるとともに正確な知識を定着させていただき、またレポート作成を通じて問題からの論点抽出力、論点に関する論理展開力および論述表現力などを涵養することを目的とする。		
成績評価の方法		
授業への出席状況、提出対象とするレポートの提出状況およびその内容、期末試験の成績を総合評価する。成績は、「A」、「B」、「C」、「D」、「F」(評価結果による不可)または「N」(出席不良による評価不能)の5段階による。		
授業計画		
第1回 労働契約の意義・就業規則の意義と効力など 第2回 求人・採用 第3回 賃金 第4回 労働時間・休日・休暇・休業 第5回 配転・出向・転籍 第6回 労働条件の変更 第7回 非典型雇用、雇用平等 第8回 労働安全衛生・労働災害・休職 第9回 解雇・退職 第10回 労働組合 第11回 団体交渉・団体行動 第12回 労働協約 第13回 不当労働行為・救済手続 第14回 労働訴訟・労働審判・その他労働紛争解決手続 第15回 期末試験 *授業は上記のように計画しているが、進行状況により多少変更することがある。		
使用教材		
教科書(購入必須)： 菅野和夫『労働法第七版補正版』(弘文堂)、 別冊ジュリスト労働判例百選[第七版](有斐閣) 参考書(購入任意)： 土田道夫・豊川義明・和田肇『ウォッチング労働法』(有斐閣)		
前提履修科目		
特に条件は定めないが、できるだけ上記教科書を通読しておくことが望ましい。		

展開・先端科目

科 目	労働法2 （前期）	単 位
		2
担 当	岡部 史信	
授業内容の概要		
本講座では、労働法の全体像を正確に把握することを第一義的目的とする。その上で、いわゆる個別的労働関係法分野、集団的労働関係法分野、労働市場法分野それぞれの基本構造・仕組みを十分に理解しつつ、その背景にあるもの、法や政策の不備、現状および将来的な課題も意識しつつ、個々の事例を検討していきたいと考えている。なお、授業形式は、可能な限り双方向でありたいと考えているため、積極的に発言してくれることを期待している。		
授業方法		
下記の授業計画に示したテーマごとに、基礎理解がなされているか確認(質問と概説)し、さらに重要論点を整理してゆく。その上で、教科書の設問を参考にしつつ、基礎的・応用的な関連連問題について対話形式で議論する。なお、授業に関連した内容についてのレポート提出を適宜求める予定である。		
成績評価の方法		
授業への出席、授業での積極性(予習・復習の状況、発言など)、課題レポートなどの提出状況、期末試験の成績を総合評価する。成績は、「A」、「B」、「C」、「D」、「F(評価結果による不可)またはN(出席不良による評価不能)」の5段階による。		
授業計画		
第1回 労働法総論		
第2回 労働契約と就業規則		
第3回 採用・採用内定・試用		
第4回 賃金		
第5回 労働時間(1)		
第6回 労働時間(2)		
第7回 人事、男女平等、非典型雇用、安全衛生		
第8回 解雇、労働契約の終了		
第9回 労働組合		
第10回 団体行動		
第11回 団体交渉		
第12回 労働協約		
第13回 不当労働行為		
第14回 救済手続、労働訴訟		
第15回 期末試験		
*授業は上記のように計画しているが、進行状況により多少変更することもある。		
使用教材		
教科書(購入必須)： 土田道夫・豊川義明・和田肇『ウォッチング労働法』(有斐閣)		
参考書(購入任意)： 1. 菅野和夫『労働法第七版』(弘文堂)		
2. 荒木尚志ほか『ケースブック労働法』(有斐閣)		
*参考書の購入については、1回目の授業のときに補足説明する。		
前提履修科目		
なし		

展開・先端科目

科 目	憲法訴訟論（前期）	単 位
		2
担 当	川端 和治	
授業内容の概要		
憲法が保障する人権は、究極的には司法手続きを経て実現される。この授業は、憲法上の権利そのものではなく、その実現の手続きの法制度を理論的かつ実務的に探究し、そのことにより、誰のどのような権利がどのような手続きを経て、どのような効果を持つ判決で保障されるのかを明らかにすることを目指す。具体的には、憲法訴訟の要件、憲法判断の方法と基準、憲法判決の形式と効力など、憲法訴訟論の主要な論点について、我が国の判例を批判的に検討することによって、あるべき憲法判断の手続を学ぶ。素材は憲法判例であるが、検討されるのは行政事件訴訟法、民事訴訟法、刑事訴訟法が、憲法訴訟においてどのように応用されるのかという、憲法訴訟の実務とスキルである。なお必要に応じ、米国連邦最高裁の判例も参照する。本科目はあくまでも憲法訴訟手続きの理論と実務に関する科目であり、憲法の復習を行う科目ではないので、選択に当たり留意されたい。		
授業方法		
TKC教育研究支援システムによって、教科書の予習箇所と検討しておくべき判例を毎回指定し、また毎回のテーマについての参考文献・資料及び簡単な解説をあらかじめ配布し、当日は、指定された判例を全文読んできたことを当然の前提として、ソクラティックメソッドでテーマについて質疑及び討論を行う。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度(30%)と、期末試験(70%)によって評価する。成績は A・B・C・D・F または N(不可)の5段階とする。		
授業計画		
第1回 憲法訴訟の制度 第2回 憲法訴訟の手続き (1) 司法判断適合性・事件性の要件 第3回 憲法訴訟の手続き (2) 違憲主張の適格 第4回 憲法訴訟の手続き (3) 訴えの利益(ムートネスの法理) 第5回 憲法訴訟の手続き (4) 立法の不作为訴訟 第6回 憲法判断の方法 (1) 政治問題の法理 第7回 憲法判断の方法 (2) 合憲限定解釈・合憲性推定の原則 第8回 憲法判断の方法 (3) 立法事実論・公共の福祉論 第9回 憲法判断の基準 (1) 合理性の基準・中間審査の基準 第10回 憲法判断の基準 (2) 厳格な審査基準 第11回 判決の形式と効力 (1) 法令違憲・適用違憲 第12回 判決の形式と効力 (2) 宣言判決と差し止め命令 第13回 判決の形式と効力 (3) 事情判決の法理・将来効 第14回 憲法訴訟の機能 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)： 戸松秀典著「法律学大系 憲法訴訟」(有斐閣 2000年)、戸松秀典・初宿正典著「憲法判例 第4版補訂版」(有斐閣 2004年)		
参考書(購入任意)： なし		
前提履修科目		
なし(但し、行政事件訴訟法、民事訴訟法、刑事訴訟法の理解が前提となる)		

展開・先端科目

科 目	情報法 （前期）	単 位
		2
担 当	近藤 卓史	
授業内容の概要		
高度情報化がすすむ現代社会において、「情報」が「法」とどのようなかわりをもつのか明らかにし、情報と法に関する現代的課題を検討する。授業では、憲法21条が保障する表現の自由の基本原理をふまえたうえで、表現の自由が「情報」との関係でどのように具体化され、またどのような制約を受けるのか、具体的事例を素材に検討を加える。メディアの表現・報道の自由、名誉毀損と表現の自由、プライバシー侵害と表現の自由、情報公開法制、個人情報保護法制について判例を中心に扱う。		
授業方法		
TKC教育研究支援システムによって、毎回の講義に関する参考文献、参考資料を事前に提供し、当日はそれを前提として双方向の授業を行う。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績評価は、A、B、C、D、FまたはN(不可)の5段階とする。		
授業計画		
第1回 表現の自由の一般理論		
第2回 メディアの表現・報道の自由(1)		
第3回 メディアの表現・報道の自由(2)		
第4回 名誉毀損と表現の自由(1)		
第5回 名誉毀損と表現の自由(2)		
第6回 プライバシー侵害と表現の自由(1)		
第7回 プライバシー侵害と表現の自由(2)・放送の自由		
第8回 性表現と表現の自由・営利的表現と表現の自由		
第9回 インターネットと表現の自由		
第10回 情報公開法(1)		
第11回 情報公開法(2)		
第12回 情報公開法(3)		
第13回 個人情報保護法(1)		
第14回 個人情報保護法(2)		
第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)： なし		
参考書(購入任意)： 芦部信喜「憲法学Ⅲ」有斐閣		
松井茂記「マス・メディア法入門」日本評論社		
宇賀克也「新・情報公開法の逐条解説」有斐閣		
宇賀克也「個人情報保護法の逐条解説」有斐閣		
前提履修科目		
基本的人権の基礎の単位を取得していることが受講時の必須条件。		

展開・先端科目

科 目	消費者法 （後期）	単 位
		2
担 当	池本 誠司	
授業内容の概要		
消費者問題は、現代社会の中で広範かつ深刻な被害が多発している分野であり、市民から相談・受任する訴訟事件も多く、消費者関係特別法の制定・改正の動きが大きい分野でもある。 訪問販売被害、クレジット契約被害、投資勧誘取引被害、サラ金多重債務被害、欠陥商品被害など、多発する消費者被害事件を出発点として、法律実務家としてこれを適切に救済できるよう、民法の原則を修正する解釈論の展開を学ぶとともに、特定商取引法、割賦販売法、貸金業法、消費者契約法などの特別法の概要を把握し、理論と実務を総合的に検討する。 特定商取引法・割賦販売法改正、消費者行政組織の見直しについても検討する。		
授業方法		
毎回のテーマに関連する検討事例を事前に提示し、これに対する民法及び特別法の適用関係の概要を事前学習することを期待し、当日は、質疑を交えつつ、争点の理解に力点を置く。		
成績評価の方法		
授業で取り上げたテーマの中から期末試験を行う。成績はA・B・C・D・FまたはNの5段階で評価する。		
授業計画		
第1回 消費者法の特徴と民法との関係。訪問販売被害とクーリング・オフ（特定商取引法） 第2回 不当勧誘行為と契約取消権（消費者契約法） 第3回 通信販売とインターネット取引（特定商取引法その他） 第4回 継続的役務提供契約と約款の解釈及び特商法による規制 第5回 不当条項の効力制限（消費者契約法） 第6回 利殖商法被害（特商法、出資法） 第7回 投資勧誘取引被害と不法行為法理の活用 第8回 消費者取引における過失相殺 第9回 クレジット契約と抗弁対抗（割賦販売法） 第10回 抗弁対抗と既払金返還責任（割賦法改正） 第11回 多重債務と消費者金融行の規制（利息制限法，出資法，貸金業法） 第12回 多重債務整理の諸手続（破産、個人再生、任意整理） 第13回 欠陥商品被害と未然防止・救済（製造物責任法） 第14回 消費者行政、消費者団体訴訟制度、公益通報者保護法。 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)： 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編「消費者法講義(第2版)」日本評論社 参考書(購入任意)： 大村敦志「消費者法(第3版)」有斐閣 斉藤・池本・石戸谷「特定商取引法ハンドブック(第3版)」日本評論社		
前提履修科目		
民法1、民法3、民法4を履修済みであることが望ましい。		

展開・先端科目

科 目	民事法特別講義 1 (前期)	単 位
		2
担 当	椿 寿夫	
授業内容の概要		
民法の1年次配当基礎科目(前期 - 民法総則・法定債権法、後期 - 債権法総論・契約法)の概説を履修したものとして、知識を若干レベル・アップするために、その総合的な整理を行う。また、最後の方の3回前後は残された民法の基礎科目として授業が本科目と並行して進められる物権法および担保物権法からも、同様な問題を取り上げる。主要判例はもちろん素材の中心となるが、いわゆる民法判例論までは行わない。この授業では、判例の法的構成(理由づけ)を理解することが主な学習内容となる。		
授業方法		
(1)夜の第1限(予定では火曜日)に昼間主・夜間主の合同授業で開く。(2)参加者は全員が交代して報告することを義務づける。それができない人は参加を断る。(3)報告当番の人は、レジュメを配布して2～30分大切だと考える箇所に重点を置いて話す(初歩的な事項は割愛)。これをめぐって質疑討論をするのは当然だが、誰か1人その日の司会当番も予め決めておく。(4)毎回のテーマは時間を2分割して行う。		
成績評価の方法		
出席、報告内容、質疑への参加程度などで本学の評価分類A・B・C・D・F(N)に基づいて決める(全員あるいは多くがAといった評価にはならず、複数段階に分ける)。期末試験は、多人数にならないかぎり、目下のところ実施しないつもりである。		
授業計画(途中で変更する場合あり)		
第1回 プランの説明と決定		
第2回 無効と取消し (1)錯誤の様態・要件 (2)無効と取消しの関係		
第3回 代理 (1)有権・表見・無権の関係 (2)表見代理の場面と要件		
第4回 消滅時効と除斥期間 (1)時効の全般 (2)二重期間規定を含む両者の関係		
第5回 詐害行為取消権 (1)(2)に適宜分ける(きちんと分担を相談しておくこと)。		
第6回 債務不履行と不法行為 (1)両者の関係 (2)制度間競合・権利競合の全体像		
第7回 相殺 (1)大法廷判決の整理と分析 (2)制度の適用範囲・問題点		
第8回 債権者代位権と妨害排除請求権 (1)423条の趣旨・転用と不動産賃借権 (2)抵当権・譲渡担保権の場合		
第9回 多数当事者の債権・債務 (1)連帯債務と不真正連帯債務 (2)発生原因・いわゆる分割主義		
第10回 債権関係の移転 (1)指名債権譲渡の問題点 (2)契約譲渡		
第11回 保証と弁済者代位 (1)保証(連帯保証・根保証を含む)の問題点 (2)弁済者代位の判例法		
第12回 物権変動 (1)177条の第三者 (2)登記が必要な物権変動		
第13回 譲渡担保 (1)不動産の判例法 (2)集合債権の譲渡担保		
第14回 法人 (1)一般法人・公益法人の新法 (2)権利能力のない社団		
第15回 現在未定 たとえば権利競合の諸場合の総合(第6回(2)の深化)		
報告準備		
報告者と司会者が2週間前に、概要を持って研究室へ来て、打ち合わせる。使用教材ではないが、椿ほか編『解説関連でみる民法Ⅰ・Ⅱ』(日本評論社)を全員が読み慣れておくこと。ただし、同書は2年次春に読む文献としては詳細かつ高級すぎる解説も多いので、読解が困難なものは授業時に話題提供をしよう。		

展開・先端科目

科 目	民事法特別講義2 （後期）	単 位
		2
担 当	田中 宏	
授業内容の概要		
実務で多く取り扱われる紛争類型をとりあげ、その解決一主として訴訟による一のために民法を中心とする実体法がどのようにして使われるか、また、訴訟法がどのように機能しているのかを学修する。紛争事例をもとに、法律基本科目で学修した事項を補い、必要に応じて民事訴訟法や証拠と事実認定の領域にも踏み込み、実務的視点から、法律基本科目の知識を検証・補充・展開し、実務科目（民事訴訟実務等）につないでいくことを目的とする。また要件事実論については、指定したテキストの解説にとどまらず、その役割について批判的に考察することを目標とする。		
授業方法		
①仮設の事例を素材とした、当事者のとるべき攻撃防御方法についての考察や、②判例を素材とした規範の検討など、実務における武器の組み立て方について検討する（詳細は別途告知する）。③授業は、一方的な講義ではなく、練習型の Übung を旨とする。		
成績評価の方法		
期末テストを基本とするが、演習への参加状況（出席・発言・提出物等）も点数調整要素として使用することがある。成績評価は、ABCDFまたはNの5段階とする。		
授業計画		
第1回 民法・民事訴訟法の既習事項の確認（試験および解説） 第2回 売買契約の履行不全を巡る諸問題（1） 第3回 売買契約の履行不全を巡る諸問題（2） 第4回 不動産賃貸借を巡る諸問題（1） 第5回 不動産賃貸借を巡る諸問題（2） 第6回 金銭消費貸借を巡る諸問題 第7回 労務供給型契約を巡る諸問題 第8回 違法・不当な取引勧誘行為を巡る紛争 第9回 契約の効力・効果帰属に関する紛争（1） 第10回 契約の効力・効果帰属に関する紛争（2） 第11回 債権回収の道具（1）債権関係の移転と相殺 第12回 債権回収の道具（2）債権者代位訴訟・詐害行為取消訴訟 第13回 債権回収の道具（3）担保法 第14回 不動産の権利と登記に関する紛争 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書（購入必須）： なし。TKCシステム等で教材を配布する。 参考書（購入任意）： 必要に応じて紹介する。		
前提履修科目： 民法1～6、民事訴訟法1・2、証拠と事実認定を履修済みであることが望ましい。		
【留意事項】紙面の関係で講座の趣旨や運営方法について十分に説明しきれない。開講（後期）までに補充説明書を掲載するので、あわせて精読されたい。		

展開・先端科目

科 目	医事法 1 / 医療と法 (前期)	単 位
		2
担 当	釘澤 知雄	
授業内容の概要		
人間は、医療と絶えず接触し、医学の進歩による恩恵を受けています。しかし、常に患者や家族と医療関係者との意見・利害が一致する訳ではなく、両者が相反する場合があります。その時、どちらの意見・利害が優先ないし尊重されるべきなのでしょう。又、医学は日進月歩で進歩し、生殖補助医療分野では民法等が全く予定していなかった親子関係や家族関係を産み出していますが、医学の進歩の名の下に、或いは患者の希望の名の下に、医師はあらゆる医療行為を行うことが許されるのでしょうか。このような様々な問題を憲法、民法、刑法など関係法規を横断的に検討し、医療と法律(生命倫理)がどのような関係にあるかを考え、法的なバランス感覚を養うことを目的としています。		
授業方法		
今年度からクラスを少人数のグループに分け、講義前に講師が与えた具体的な設例(テーマ)について担当グループが基礎分析、問題点(論点)の整理及び検討をし、その結果を30分程度報告してもらう形式を考えています。指定教科書以外にTKC教育研究支援システムに該当テーマに関する参考文献・参考資料なども事前に掲載するので、担当グループ以外の学生各自も授業前に検討しておき、講義当日は主として担当グループを中心として質疑・討論をし、講師は適宜コメントや意見を述べ、当該テーマに関する理解を深めてもらおうと思っています。また、通常の講義を通じて生殖補助医療法ないし生命倫理法を起案して貰うことも考えています。更に、講義内容に関連して、産婦人科医、弁護士、政治家、宗教家、臓器移植コーディネーター等による講演を随時盛り込む予定であり、講義が前後・変更される可能性があります。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と期末試験(レポート)によって評価する。成績はA・B・C・D、FまたはN(不可)の5段階によります。		
授業計画		
第1回 配偶者間の人工授精・体外受精及び凍結精子・凍結受精卵の帰属 第2回 非配偶者間の人工授精・体外受精における父親・母親の決定 第3回 非配偶者間の人工授精・体外受精によって出生した子の出自を知る権利 第4回 代理母の是非及び代理母が許されとした場合の代理母契約の内容 第5回 代理母の出生児引き渡し拒否など代理母をめぐる法的なトラブルとその処理 第6回 中絶・減数(減胎)手術、堕胎罪、母体保護法 第7回 出生前診断・着床前診断 第8回 妊娠・出産にまつわる医療過誤における損害とは何か 第9回 HIV・遺伝子診断による差別、個人情報の管理及び遺伝病等の告知とプライバシー 第10回 臓器移植、特に提供者本人の意思と遺族の意思を中心として 第11回 未成年者の臓器移植、臓器売買 第12回 医療を受ける権利及び医療を拒否する権利―輸血の拒否・延命拒否― 第13回 重篤な障害を持った出生児の延命治療停止、安楽死、尊厳死、クオリティーライフ 第14回 患者(医師)はどこまで許されるのか(美容整形、デザイナー・ベビー、クローン・ベビー)。 第15回 期末試験はテイクホームレポートとします		
使用教材		
教科書(購入任意): 実務医事法講義(加藤良夫編著・民事法研究会) 参考書(購入任意): 適宜、TKCで告知する。		
前提履修科目		
なし。		

展開・先端科目

科 目	医事法 2 / 医療関係訴訟論（後期）	単 位 2
担 当	上田 正和	
授業内容の概要		
最近注目を浴びている医療関係事件について、主として患者側代理人の立場から、一連の手続の流れと、その際に問題になってくる実体法上・手続法上の重要問題を取り上げ、医療関係事件への関心及び理解を深めてもらうことを目的とする。単に結論を追い求めるだけでなく、色々と考えながら学ぶことを目指したい。 医療関係事件は専門性が高いと言われ、とりわけ患者側代理人にとっては困難な類型の事件であるが、専門訴訟の代表例として最近の民事訴訟法改正問題をリードし、証拠保全（検証）、争点証拠の整理手続、書証、尋問、鑑定、和解等の民事訴訟法上の様々な手続が登場し、実体法（民法）上も、注意義務（医療水準論）、因果関係論、損害論等の興味深い法的論点（重要判例）が数多く存在する。 民法や民事訴訟法そして民事訴訟実務の総まとめ（総合的な復習ないし確認）とも言える内容を有するものとし、民事法全般についての実践的な理解を深めるために有用なものとした（なお、刑事法上の問題点も取り上げる）。医学的な専門知識は不要である。		
授業方法		
TKC教育研究支援システムによって、事前に、毎回の授業テーマについての教員作成のレジュメ及び参考資料を提供する。 毎回の授業は、教員作成のレジュメに沿って講義と質疑討論を適宜組み合わせることによって進められる。		
成績評価の方法		
毎回の授業への積極的な参加の程度（平常点）と期末試験によって総合的に評価する。成績評価は、A・B・C・D・FまたはN（不可）の5段階とする。		
授業計画		
第1回 医療関係事件の特徴、医療関係事件の手続全体の流れ、相談や受任に当たっての留意点 第2回 カルテ類の入手方法としての証拠保全の申立て及び実施方法 第3回 証拠保全以外の資料収集方法、カルテ類入手後の作業（調査、協力医、説明会開催） 第4回 示談交渉の申入れと進め方 第5回 訴訟提起と法律構成（債務不履行と不法行為） 第6回 訴訟手続の特徴（争点証拠の整理手続、診療経過一覧表）、訴訟における主張・立証の方法 第7回 過失論（医療水準論） 第8回 因果関係をめぐる議論（証明の程度、不作為と因果関係、原因競合事案） 第9回 損害論（損害の種類、損害の評価、期待権侵害） 第10回 立証手続（書証、私的鑑定意見書、尋問、鑑定） 第11回 示談や和解（条項）と判決、医療関係事件の解決に当たっての特徴や留意点 第12回 自己決定権と説明義務（がんの告知） 第13回 医療過誤と刑事事件（刑事法上の問題点）（1） 第14回 医療過誤と刑事事件（刑事法上の問題点）（2）、解剖と死因解明義務、授業全体のまとめ 第15回 期末試験		
使用教材		
①重要参考書（購入推奨）：加藤良夫・増田聖子 著『患者側弁護士のための実践医療過誤訴訟』（日本評論社）（平成16年） 宇都木伸 他 編『医事法判例百選』（有斐閣）（平成18年） ②参考書（購入任意）：加藤良夫 編著『実務医事法講義』（民事法研究会）（平成17年）		
前提履修科目		
特になし		

展開・先端科目

科 目	特別刑法 （後期）	単 位
		2
担 当	花井 哲也	
授業内容の概要		
刑法典以外の刑罰法規すなわち特別刑法は、刑法典を補充する特別刑法としての暴力行為等処罰法などを含め、優に 700 を超える数に達している。また、犯罪の大半も特別刑法違反によって占められている。したがって、特別刑法は複雑化する現代社会において、私たちの日常生活の中で、ますます重要性を増し、実務においても特別刑法の各本条の解釈適用に多くの問題を生じている。そこで、まず初めに特別刑法の総論部分を概観し、その後で若干の特別刑法の各法条の解釈論を検討する。 (注)授業内容に変更があるかもしれない。		
授業方法		
TKC教育研究システムによって、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを事前に検討しうるように工夫し、講義は質疑応答も含めて、毎回のテーマに関する理解を深めるように努力する。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績評価は、A、B、C、D、FまたはNの5段階とする。		
授業計画		
第1回 特別刑法の概観 第2回 特別刑法と犯罪論 第3回 特別刑法と憲法上の問題 第4回 特別刑法の体系 第5回 軽犯罪法 1 第6回 軽犯罪法 2 第7回 盗犯等防止法 1 第8回 盗犯等防止法 2 第9回 盗犯等防止法 3 第10回 暴力行為等処罰法 1 第11回 暴力行為等処罰法 2 第12回 売春防止法 1 第13回 売春防止法 2 第14回 売春防止法 3 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)： なし(プリント配布) 参考書(購入任意)： 莊子邦雄他編・注釈特別刑法1～8		
前提履修科目		
刑法1、刑法2を履修済みであることが望ましい。		

展開・先端科目

科 目	刑事学 / 刑事政策 (前期集中)	単 位
		2
担 当	宮澤 節生	
授業内容の概要		
刑事学/刑事政策は、刑事法的社会統制諸制度の現実の機能を実証的に解明するとともに、発見された問題点の改革に関する諸提案の是非を、実証的データを踏まえつつ多様な価値的視点との関連において検討するものである。本学のカリキュラムでは別に「少年法」が開講されるため、この授業では、成人を対象とする刑事法的社会統制諸制度に焦点を合わせる。このような授業の目的は、法曹志望者たちに対して、自分が将来関与することになる刑事法的社会統制諸機関に関する実証的・批判的検討の機会を提供することにある。なお、「犯罪社会学」が廃止されたので、冒頭の3回を犯罪社会学の紹介に割く。		
授業方法		
教科書のほか、TKC 教育研究支援システムによって毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などの原文を事前に提供し、授業当日は主として、それらの予習を踏まえた質疑討論に時間を割くことにより、各回のテーマに関する理解を能動的に深めるように努力する。		
成績評価の方法		
期末試験によって評価する。成績は、A・B・C・D、FまたはNの5段階評価とする。		
授業計画		
第1回 プロローグ 第2回 犯罪社会学の誕生 第3回 アメリカ犯罪社会学の展開 第4回 現代の犯罪社会学理論 第5回 警察の実証研究 第6回 検察の実証研究 第7回 刑事裁判の実証研究 第8回 刑罰制度への基本的視点 第9回 財産刑 第10回 社会内処遇 第11回 自由刑 第12回 死刑 第13回 ポピュリズム刑事政策とエビデンス・ベースト刑事政策 第14回 エピローグ 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)： 矢島正見・他『よくわかる犯罪社会学入門』学陽書房(2004 年) 参考書(購入任意)：『平成19年版犯罪白書』		
前提履修科目		
なし。		
その他		
なお、毎年、他の教員によって刑務所を見学する機会が設けられているので、実施された場合は可能なかぎり参加していただきたい。		

展開・先端科目

科 目	刑事事実認定論（前期）	単 位
		2
担 当	丸山 輝久	
授業内容の概要		
具体的課題に対する自宅起案を基に、法律文章作成能力の養成、刑事の事実の整理及び摘示の方法、法律の適用の習得、事実認定の素材となる証拠能力(違法捜査と証拠能力の関係、伝聞証拠、自白の任意性)、証拠価値(客観証拠、供述証拠、状況証拠)の理解、認定の対象と主張との関係(訴因論)の理解、などを目的とする。		
授業方法		
3回は講義形式、11回は、事前に課題に対する起案を提出させ、それに基づいた質疑と討論を中心とした内容とする。		
成績評価の方法		
合格は、授業出席4分の3以上(11回以上)、起案提出2分の1以上(6回以上)であること、平常点と期末試験の合計が51%以上の点数を得ていることの3つの条件をクリアすることが必要である。		
成績評価は、平常点40%、期末試験の評価を60%として総合評価する。		
平常点の内訳は、起案11回につき、1回の起案ごとに提出2点、起案内容評価で最高3から最低0点で満点が5点(絶対評価)とし、総合計点は55点満点(11回の起案を全て提出し、全ての答案で3点をとった場合)とする。		
期末試験は83点満点とする。		
総合評価は、平常点満点55点+期末試験満点83点=138点を最高点とし、総合評価で70点以上を合格とし、得点順にA=10%前後、B=30%前後、C=50%前後、D=10%前後、FまたはNを不合格とする5段階で評価する。		
なお、各回の起案については、3ないし4回採点して評価を各人に告知する。		
授業計画(テーマは多少の変更がある)		
第1回 講義のみ：刑事事実認定とはなにか（刑事裁判における事実認定のガイダンス的内容）。		
第2回 証明テーマ1（訴因論） 証明テーマと認定事実のズレ（訴因変更の要否、可否、訴因変更時期）		
第3回 証明テーマ2（罪数論） 罪数論と訴因論の関係		
第4回 証拠1（伝聞証拠） 伝聞証拠の基本的理解と訴訟法上の取扱方法		
第5回 証拠2（証拠価値） 証拠の証明力に対する基本的知識		
第6回 証拠3（違法収集証拠） 違法捜査と証拠能力		
第7回 講義のみ。証拠4（自白の任意性・信用性）		
第8回 事実認定1（共犯+手続上の問題点）		
第9回 事実認定2（違法阻却事由+手続上の問題点）		
第10回 事実認定3（錯誤+手続上の問題点）		
第11回 事実認定4（刑法各論+事実認定）		
第12回 事実認定5（刑法各論+手続上の問題点）		
第13回 事実認定6（刑法各論+手続上の問題点）		
第14回 講義のみ。事実認定7（まとめの課題）		
第15回 期末試験		
使用教材		
特になし。各人の教科書及び判例が参考教材となる。		
前提履修科目		
刑法1・2、刑事訴訟法1・2の科目の単位取得済が必須条件。		

展開・先端科目

科 目	刑事法特別講義（後期）	単 位
		2
担 当	中島 広樹	
授業内容の概要		
刑法総論と各論および刑事訴訟法の基本的知識を習得したことを前提として、刑法総論・各論の問題が融合した事例を素材にして、刑事法とりわけ刑法の総合的理解を深めてゆく。共犯の検討を重要視するとともに、必要な範囲で手続法上の問題を扱う予定である。刑法の基本的知識や考え方を具体的事例の解決に向けて活用しうるステップへ進んでもらうことをめざす。なお、授業内容等については変更があるので注意すること。		
授業方法		
TKC教育研究支援システムによって、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料等を事前に告知する。授業当日は質疑討論に重点を置いて、当該テーマに対する理解を深める。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度を参考にしつつ、主として期末試験によって評価する。A・B・C・D・FまたはN(不可)の5段階評価。		
授業計画		
第1回 殺人罪事例 第2回 傷害罪事例 第3回 傷害致死罪事例 第4回 業務上過失致死傷罪事例 第5回 凶器準備集合罪事例 第6回 強姦罪事例 第7回 窃盗罪事例 第8回 強盗・恐喝事例 第9回 強盗致死傷罪事例 第10回 事後強盗罪事例 第11回 放火罪事例 第12回 賭博罪事例 第13回 偽証罪事例 第14回 賄賂罪事例 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)：講義に際して指示する。 参考書(購入任意)：なし		
前提履修科目		
刑法1、刑法2、刑事訴訟法1、刑事訴訟法2を履修済みなし履修中であることが望ましい。		

展開・先端科目

科 目	国際関係法（公法系） 1 / 国際法 （前期集中）	単 位
		2
担 当	宮崎 孝	
授業内容の概要		
国際法がどのようにしてできたか、その法源と背後にある国際政治経済の現実を読み解き、国際法の形成に寄与する慣行、学説、判例、国際合意および国際法の適用・実行の実態を説明する。国際法の発展の展望や立法論にも触れ、国際司法裁判所やガット・WTO の紛争審決例も紹介する。さらに、国家間の合意に依存し、実効的な強制機関を欠く、国際法および国際司法制度の実効性を強化する方策についても考える。		
授業方法		
国際法になじみみの少ない受講生が多いことを前提に、まず国際法入門書を教科書に指定し、受講前に通読することを求め、授業では国際法の概要をわかりやすく解説する。具体的な国際法の適用について国家実行や判例を見ながら説明する。授業ごとに講義概要と参考資料を配り、双方向の質問と討論、随時に行う少試験により習得程度を確かめる。		
成績評価の方法		
出席、小試験の成績および期末試験のレポートの内容により判定する。評価は A・B・C・D・F・または N の5段階で行う。		
授業計画		
第1回 国際法の誕生(成立と法源:慣習法・条約、国際法と国内法の関係など) 第2回 国際法の主体・対象(国家、非国家団体、NGO、企業、個人) 第3回 国家承認、政府承認、国家承継(承認の要件と効果、破綻国家など) 第4回 国家の基本的権利義務(主権、国家管轄権、国家免除など) 第5回 国際人権法(世界人権宣言、基本的人権、拷問の禁止、女性尊重、人種差別の禁止など) 第6回 国家責任(国家責任条文、国際義務違反と国際責任、国際請求など) 第7回 国家領域(領土、内水、領海、領空、極地、国際化地域など) 第8回 海と空の国際法(国連海洋法条約、公海、大陸棚、排他的経済水域、深海底、航空法、宇宙法など) 第9回 国籍・外国人の地位(重国籍、出入国管理、在留外国人の権利・義務、難民・亡命、外交使節、領事制度) 第10回 国際的組織[世界的組織、地域的組織、経済的組織:国連、専門機関、貿易機関、地域統合、発展途上国の取り扱いーOAS、ASEAN、AU、APEC、東アジア共同体、IMF、世銀、ガット/WTO、UNCTAD など] 第11回 国際環境法(酸性雨、オゾン層破壊、地球温暖化、生物多様性の保全等に対応する多角国際協定 MEAs、持続可能な発展、予防原則など) 第12回 国際紛争の平和的解決Ⅰ(政治紛争)(外交交渉ー2国間解決、国際調停、国際裁判) 第13回 国際紛争の平和的解決Ⅱ(経済紛争)(貿易交渉ー2国間解決、WTO 提訴-紛争解決の司法化) 第14回 武力紛争の解決(武力不行使原則、国際安全保障組織、武力紛争法・人道法、国際刑事裁判所 ICC) 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須):松井芳郎ほか著「国際法」有斐閣Sシリーズ 杉原高嶺・広部和也代表編集「解説条約集」三省堂 国際法学会編「国際関係法辞典」三省堂 参考書(購入任意):山本草二ほか編「国際判例百選」別冊ジュリスト No.158、有斐閣		
前提履修科目:なし		

展開・先端科目

科 目	国際関係法（公法系） 2 / 国際人権法 （後期集中）	単 位
		2
担 当	大谷 美紀子	
授業内容の概要		
第二次世界大戦後に国連の創設と同時に本格的に生成・発展してきた国際人権法の理念、規範と実施のための制度について、基礎的・理論的知識を習得することを目的とする。また、裁判実務において国際人権法を活用した訴訟活動を行うにあたり押さえておくべき、国際人権法の国内的効力などの理論的問題や、国際人権保障メカニズムを実践的に活用するために、国際人権条約の下での条約の実施のための制度や国連人権諸機関の活動について学ぶ。		
授業方法		
毎回のテーマに即して、基本教材から、場合によっては副教材を事前学習の課題として指定し、事前に十分学習して授業に臨んでいることを前提として授業を進める。授業の方法は、講義形式を用いるが、理解を深めるために、適宜講師の側から質問を発し学生からの回答やコメントを求める。		
成績評価の方法		
平常点(出席・授業中の質問や発言等参加の程度)及び期末試験の結果により評価する。成績は、A・B・C・D・F またはNの5段階による。		
授業計画		
第1回 イントロダクション:授業の進め方、使用教材、成績評価等についての説明 国際人権法とは何か、国際人権法生成の歴史、国際人権規範と国際的实施制度（概観）		
第2回 国際人権法の存在形式：国際慣習法と条約		
第3回 普遍的な国際人権文書（1）：国際人権章典—世界人権宣言と社会権規約・自由権規約		
第4回 普遍的な国際人権文書（2）：個別的人権文書—人種差別撤廃条約・女性差別撤廃条約		
第5回 普遍的な国際人権文書（3）：個別的人権文書—拷問等禁止条約、その他		
第6回 国際人権条約の国内的実施と国際的实施—国内的实施：立法・行政的措置と司法的救済、国内人権機関		
第7回 国際人権法の国際的实施（1）：条約に基づく機関と条約に基づく実施制度		
第8回 国際人権法の国際的实施（2）：国連憲章に基づく人権機関とその活動 地域的人権文書と実施のための制度		
第9回 国際人権法の国内的实施—司法的救済（国内裁判所による国際人権条約の適用）		
第10回 国際人権法の国内的实施—司法的救済（国内裁判所による国際人権条約の適用）～裁判例（1）		
第11回 国際人権法の国内的实施—司法的救済（国内裁判所による国際人権条約の適用）～裁判例（2）		
第12回 国際人権法の国際的实施（3）：条約機関に対する報告制度の実際—日本政府報告書審査の実例を通して 国際人権活動におけるNGOの役割：経済社会理事会との協議資格、国際人権基準の設定と実施への関与 地域的人権文書と実施のための制度:ヨーロッパの地域人権保障制度、アジア・太平洋地域の現状と問題		
第13回 国際人権法、国際人道法と国際刑事法、国際刑事裁判所		
第14回 総括：第1～13回の内容の振り返り、相互の関連性の確認		
第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)：①畑博行・水上千之編『国際人権法概論[第4版]』有信堂2006年、②条約集(出版社は特に指定しない)		
参考書(購入任意)：阿部浩己・今井直・藤本俊明『テキストブック国際人権法(第2版)』日本評論社2002年		
前提履修科目		
なし(ただし、「国際関係法(公法系)1 / 国際法」を事前に、履修しておくことが望まれる。)		

展開・先端科目

科 目	執行保全 / 民事執行・民事保全 (後期)	単 位
		2
担 当	森本 宏一郎	
授業内容の概要		
極めて技術的要素が濃い民事執行及び民事保全に対する学習は、ややもすると単なる法文の暗記や抽象的な概念的知識の集積に終始しがちである。そこで、執行の場で実際に生起している具体的なケースを想定しながら、理論面や実務面の問題点を念頭に教師と学生とがともに考え議論しながら学習を進めていくことで私権の実現過程としての民事執行法に対するいわば地に足のついた現実的な理解を深めたい。あわせて、民法などの実体法の規律や判決手続で観念的に形成された請求権等が、国家作用としての民事執行・保全という手続を通して満足化が図られていく過程を検証することで実体法や判決手続法に対する理解をも肉付けして、私的紛争の解決という視点からの私法全体に対する理論と実務との架橋の要請にも十分応えたい。		
授業方法		
予習として教科書の一定の範囲を精読したうえで毎回のテーマに関する具体的な設題の検討を行って授業に臨むことを前提とする。授業当日は、テーマに関する設題をめぐる討論を通じて、当該テーマに関する理解を深めるよう努める。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と発言内容を加味しつつ、期末試験の結果によって評価する。成績は、A・B・C・D・F または N(不可)の5段階とする。		
授業計画		
第1回 民事執行総論(執行手続の種類・主体, 執行抗告・執行異議) 第2回 強制執行および担保執行総論(強制執行の要件・効果、執行の対象、執行関係訴訟、手続進行) 第3回 金銭執行—不動産の強制競売および担保競売Ⅰ(差押・物件調査・評価・入札・配当) 第4回 金銭執行—同上Ⅱ(売却準備としての保全処分, 執行停止・取消) 第5回 金銭執行—同上Ⅲ(売却・代金納付とその効果, 引渡命令) 第6回 金銭執行—不動産の強制管理, 担保収益執行 第7回 金銭執行—動産の強制競売および担保競売(差押・換価・配当) 第8回 金銭執行—権利執行(差押・換価・配当。扶養料請求の特則) 第9回 非金銭執行—明渡執行・引渡執行 第10回 非金銭執行—作為・不作為(代替執行・間接執行), 意思表示義務の強制執行 第11回 非金銭執行 (承前), 形式競売 第12回 民事保全—保全命令・保全執行(仮差押) 第13回 民事保全—保全命令・保全執行(仮処分) 第14回 民事保全—不服申立(保全異議・保全取消・保全抗告) 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須):『民事執行・保全法』第2版補訂(有斐閣アルマ、上原敏夫・長谷部由起子・山本和彦[著]) 参考書(購入任意):『民事執行・保全判例百選』(有斐閣、別冊ジュリスト177号)		
前提履修科目		
民事訴訟法1・2、民事法総合1・2(旧:証拠と事実認定), 民法1～6、会社法1・2を履修済みないし履修中であることが望ましい。		

展開・先端科目

科 目	倒産法 1 / 倒産処理手続 1（後期）	単 位
		2
担 当	那須 克巳	
授業内容の概要		
倒産処理手続の基本となる破産法を学修する。学修に際しては、①基本となる規律を正確に把握すること、②そのような規律が定められている理由を理解すること、③習得した知識を具体的な事例に適用できるようにすること、に重点を置く。		
授業方法		
TKC教育研究支援システムに設問等を掲載するので、事前に教科書を読み、各自設問を検討した上で、授業に臨んでもらう。授業においては、基本的な規律、重要事項等について講義方式で解説を行った後、質疑討論方式で設問を検討する。		
成績評価の方法		
原則として期末試験によって評価するが、毎回の授業における準備、能動的参加の程度を加味することもあり得る。成績評価は、A・B・C・D・FまたはNの 5 段階とする。		
授業計画		
第1回 倒産処理手続の必要性和理念、各種倒産処理手続の概要 第2回 破産手続の概要、破産手続開始の要件 第3回 破産手続開始の効果、破産手続の機関 第4回 破産債権、多数債務者関係と破産債権 第5回 財団債権、破産管財人の実体法上の地位 第6回 双方未履行双務契約関係の処理 第7回 双方未履行双務契約の処理(続)、係属中の訴訟手続の帰趨 第8回 係属中の訴訟手続の帰趨(続)、取戻権 第9回 別除権 第 10 回 別除権(続)、相殺権 第 11 回 相殺権(続) 第 12 回 否認権 第 13 回 否認権(続)、法人の役員の責任 第 14 回 破産債権の届出・調査・確定、配当、破産手続の終了 第 15 回 期末試験		
(消費者破産と民事再生法は、倒産法2で学修する。)		
使用教材		
教科書(購入必須):伊藤真「破産法・民事再生法」有斐閣、倒産判例百選〔第4版〕有斐閣 参考書(購入任意):山本和彦著「倒産処理法入門〔第2版〕」有斐閣、		
前提履修科目		
なし		
(注)授業方法、授業計画、使用教材等については、変更される可能性があります。		

展開・先端科目

科 目	倒産法 2 / 倒産処理手続 2 (前期)	単 位
		2
担 当	那須 克巳	
授業内容の概要		
倒産法1(倒産処理手続1)で扱えなかった破産法の残りの部分を学修した後、主として民事再生法を学修する。また、同時に破産法の復習を行い、基本的な法的知識の再確認と、習得した知識の適用能力の向上を目指す。		
授業方法		
破産法の学修(第1回～第3回)においては、倒産法1と同様の方法で授業を進める。民事再生法については、破産法との相違点を中心に学修し、事例問題による質疑討論方式で、知識の再確認と整理を行う。なお、時間的に可能であれば、演習および判例の検討も行う予定である。		
成績評価の方法		
原則として期末試験によって評価するが、毎回の授業における準備、能動的参加の程度を、成績評価に加えることもあり得る。成績評価は、A・B・C・D・FまたはN(不可)の5段階とする。		
授業計画		
(第3回目までは破産手続、第4回以降は民事再生手続が中心となる。)		
第1回 法人の役員の責任、破産債権の届出・調査・確定		
第2回 破産財団の管理換価、配当、破産手続の終了		
第3回 消費者破産 (同時廃止、自由財産、免責、復権)		
第4回 各種倒産事件の特徴、民事再生手続における申立代理人の役割、民事再生事件の流れ		
第5回 申立、保全処分、開始決定、営業譲渡		
第6回 民事再生手続の機関、再生債務者の地位		
第7回 再生債務者に対する債権、再生債権の届出・調査・確定、簡易再生、同意再生、財産評定		
第8回 双方未履行双務契約の処理		
第9回 取戻権、相殺権		
第10回 否認権		
第11回 担保権の処遇		
第12回 再生計画の作成・再生計画の条項・再生計画の効力		
第13回 再生計画の履行・変更、再生手続の廃止、手続移行、個人再生手続(1)		
第14回 個人再生手続(2)		
第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)： 第1回～第3回(破産法の残りの部分)については、倒産法1の教科書(伊藤眞「破産法・民事再生法」有斐閣)を引き続き使用する。		
第4回～第14回(民事再生法)については、伊藤眞著「破産法・民事再生法」有斐閣と、倒産判例百選〔第4版〕有斐閣を使用する。		
参考書(購入任意)： なし		
前提履修科目		
倒産法1 (倒産処理手続 1)を受講していることが望ましい。		

展開・先端科目

科 目	企業結合法・閉鎖会社法（後期）	単 位
		2
担 当	前田 修志	
授業内容の概要		
商法が予定する一般的な「株式会社」像から乖離した実態がある場合として、複数の株式会社が法的・経済的に一体性を有しているような企業結合関係と、株主の流動性がなく、「所有と経営の分離」がみられないような、小規模で閉鎖的な会社に関する諸問題をとりあげる。前半では企業結合関係について、合併・会社分割という商法の規制がある形態から、親子会社・企業グループなど、商法の規制が十分ではないものまで広く対象とする。後半では、小規模閉鎖会社に生じる紛争をとりあげ、紛争の実態並びに紛争解決の方法を検討する。		
授業方法		
あらかじめ設問を設定し、予習のための関連判例・参考文献を指示して、十分に事前の検討を行わせる。当日は設問に関連する法規制の概要に関する解説を交えつつ、討論を中心とする。参加者の人数に応じて、講義・質疑応答の態様を変えるが、会社法の基本知識の確認を交えつつ、事例・参考資料に即した応用的な解釈論について、解説及び討論を行う。		
成績評価の方法		
中間のレポート課題及び期末試験（テークホーム試験）によってA・B・C・D・F（N）の五段階評価をする。ただし、著しく講義参加の態様が悪い者（過度の遅刻・授業妨害など）については、成績評価において減点対象とする。		
授業計画		
第1回 企業結合関係の形成と法		
第2回 組織再編行為と株主・新株予約権者の地位		
第3回 組織再編行為と債権者の地位		
第4回 株式交換・株式移転と利害関係の調整		
第5回 親子会社（1）－親会社株主の地位		
第6回 親子会社（2）－親会社取締役の責任（子会社株主・債権者保護）		
第7回 新設型組織再編手続（会社の設立手続との比較）		
第8回 法人格否認の法理		
第9回 企業買収－〔敵対的〕企業買収と会社法		
第10回 閉鎖会社（1）～会社の公開性・閉鎖性と経営機構		
第11回 閉鎖会社（2）～小規模閉鎖会社における支配権紛争の形態と法規制		
第12回 閉鎖会社（3）～閉鎖会社の債権者保護と紛争の実効的解決		
第13回 閉鎖会社（4）～閉鎖会社における実質的主宰者と利害関係の調整		
第14回 持分会社		
第15回 期末試験		
使用教材		
教科書（購入必須）： 特になし		
参考書（購入任意）： 版が改訂されている場合には最新版を購入すること		
江頭憲治郎：『株式会社法』 有斐閣 平成 18 年		
江頭憲治郎＝三笥裕編：『上級商法 M&A編』〔第3版〕 商事法務 平成 18 年		
江頭憲治郎＝武井一浩：『上級商法 閉鎖会社編』〔第3版〕 商事法務 平成 18 年		
前提履修科目		
会社法1・2のいずれも履修済であることが望ましい。		

展開・先端科目

科 目	経済法 1 (後期)	単 位
		2
担 当	隅田 浩司	
授業内容の概要		
本講義は、独占禁止法の重要論点について、具体的事例を中心に解説を行う。なお本講義では、単に独占禁止法の知識を習得することだけにとどまらず、その知識を使い、現実には発生する多種多様な事案に対して、独占禁止法を解釈・適用して適切な問題解決に至るための方法論を学習することを重視する。このような問題解決能力は、法曹実務家としても必要不可欠なものである。従って、講義では公取委の審決例及び判例を素材とした想定事例を多く用いて、受講生が経済法の解釈・適用を体感することができるようにする。 (旧カリキュラムで独禁法のみを履修する場合は、経済法2でアップロードされる各種資料を参照するなどして各自補足してほしい。なお履修に関しては、適宜相談に応じる。)		
授業方法		
本講義は、原則として講義を中心に構成する。なお小テスト及び問題演習を適宜実施する。		
成績評価の方法		
成績評価は、期末試験及び平素の講義に際しての授業への参加姿勢などを総合的に評価し決定する。A・B・C・D・FまたはN(不可)の5段階とする。		
授業計画		
第1回 独占禁止法の基礎概念:事業者・競争そして消費者厚生 第2回 不当な取引制限(1) 共同性・意思の連絡 第3回 不当な取引制限(2) 相互拘束・共同遂行 第4回 不当な取引制限(3) 公共の利益・競争の実質的制限 第5回 不当な取引制限(4) 談合規制の現状と課題(入札談合防止法) 第6回 不当な取引制限(5) 課徴金納付命令(減免制度)・刑事罰 第7回 事業者団体規制 第8回 私的独占(1) 独占規制の理論的基礎・排除行為 第9回 私的独占(2) 排除行為のケーススタディ 第10回 私的独占(3) 支配型私的独占 第11回 私的独占(4) 支配型私的独占に対する課徴金、情報通信・電力・ガス事業規制 第12回 独占禁止法のパブリック・エンフォースメント(審査・審判手続) 第13回 審決取消訴訟、国際取引・適用除外 第14回 知的財産権と独占禁止法 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須): 白石忠志『独占禁止法』(有斐閣 2006) 白石忠志『事例教材 独禁法』(商事法務 2007) 参考書(購入任意): 白石忠志『独禁法基本法令』(商事法務 2007) 『ケースブック独占禁止法』(弘文堂 2006) 金井貴嗣他編著『独占禁止法 第2版』(弘文堂 2006) 根岸哲・舟田正之『独占禁止法概説 第3版』(有斐閣 2006)		
前提履修科目 なし		

展開・先端科目

科 目	経済法2 (前期)	単 位
		2
担 当	隅田 浩司	
授業内容の概要		
本講義は、企業結合規制および、不公正な取引方法を中心に独占禁止法の重要論点について、解説する。経済法2の講義方針も経済法1と同様に、現実には発生する多種多様な事案に対して、独占禁止法を解釈・適用して適切な問題解決に至るための方法論を学習することを重視する。このような問題解決能力は、法曹実務家としても必要不可欠なものである。従って、講義では公取委の審決例及び判例を素材とした想定事例を多く用いて、受講生が経済法の解釈・適用を体感することができるようにする。		
授業方法		
本講義は、原則として講義を中心に構成する。なお小テスト及び問題演習を適宜実施する。		
成績評価の方法		
成績評価は、期末試験及び平素の講義に際しての授業への参加姿勢などを総合的に評価し決定する。A・B・C・D・FまたはN(不可)の5段階とする。		
授業計画		
第1回 独占禁止法の基本的考え方:なぜ独占禁止法は存在するのか？ 第2回 企業結合規制(1) 市場画定 第3回 企業結合規制(2) 競争圧力・参入分析 第4回 企業結合規制(3) 単独・協調行動分析 第5回 企業結合規制(4) 効率性、セーフハーバー、問題解消措置 第6回 企業結合届出手続と審査に関する論点の整理 第7回 不公正な取引方法(1) 公正競争阻害性 第8回 不公正な取引方法(2) 差別的取り扱い 第9回 不公正な取引方法(3) 不当対価 第10回 不公正な取引方法(4) 不当顧客誘因・取引強制(景品表示法を含む) 第11回 不公正な取引方法(5) 事業活動の不当拘束 第12回 不公正な取引方法(6) 取引上の地位の不当利用(下請法を含む) 第13回 不公正な取引方法(7) 取引妨害 第14回 独占禁止法のプライベートエンフォースメント(損害賠償・差止請求) 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須): 白石忠志『独占禁止法』(有斐閣 2006) 白石忠志『事例教材 独禁法』(商事法務 2007) 参考書(購入任意): 白石忠志『独禁法基本法令』(商事法務 2007) 『ケースブック独占禁止法』(弘文堂 2006) 金井貴嗣他編著『独占禁止法 第2版』(弘文堂 2006)		
前提履修科目 なし		

展開・先端科目

科 目	知的財産法 1（特許法、実用新案法、意匠法）（後期）	単 位
		2
担 当	牧野 和夫	
授業内容の概要 知的財産法 I では、知的財産六法のうち特許法、実用新案法、意匠法の主要な論点とその分析方法、解決策や方向性への導き方を実務的な視点から習得させることを目的とする。サイバースペース上の特許(ビジネスモデル特許)の法的保護のあり方も含む。関連法令・判例ルール(必要な海外の法令・判例も適宜紹介する)をベースに、法的問題点と解決策への考え方を身に付ける。企業経営や知的財産戦略の視点からも検討を加える。 授業方法 基本ルールの習得については、重要判例の分析を中心に受講者の予習に委ねることを前提とする。講義では、重要判例の理解を通じて基本ルールの運用・活用・応用などの実務面のスキル習得を中心に行う。 成績評価の方法 成績評価は、A、B、C、D、FまたはNの5段階とする。試験と授業への貢献を総合的に評価する。内訳は、70%:期末の筆記試験(仮想事例に基づいた論文式試験)の結果、及び、30%:出席及び授業への貢献度とする。 授業計画 第1回 オリエンテーション(知的財産法の体系、日米特許戦争、日米プロパテント政策) 第2回 特許(1) 発明と特許要件(その1) 第3回 特許(2) 発明と特許要件(その2) 第4回 特許(3) 特許を受ける権利、発明者の権利 第5回 特許(4) 職務発明 第6回 特許(5) 出願手続、出願公開、審査請求 第7回 特許(6) 拒絶査定、補正、登録 第8回 特許(7) 審判、審決等取消訴訟 第9回 特許(8) 特許権の効力 第10回 特許(9) 権利侵害、侵害に対する救済、罰則 第11回 特許(10) 特許権の利用 第12回 特許(11) 特許のまとめ(ゲストスピーカー(昨年はNY榎葉幸夫弁護士)を交えてディスカッション) 第13回 実用新案・意匠 第14回 国際条約 パリ条約、特許協力条約(国際出願) 第15回 期末試験 使用教材 教科書(購入必須): ①「判例百選・特許・第三版」有斐閣 ②牧野和夫著「知的財産法講義」税務経理協会 毎回のテーマに関する教材や参考文献・資料は事前告知又は配布する。 前提履修科目 なし		

展開・先端科目

科 目	知的財産法 2（著作権法、商標法、不正競争防止法）	（前期）	単 位
			2
担 当	牧野 和夫		
授業内容の概要 知的財産法Ⅱでは、知的財産六法のうち著作権法、商標法、不正競争防止法の主要な論点とその分析方法、解決策や方向性への導き方を実務的な視点から習得させることを目的とする。デジタルコンテンツ、キャラクター権、パブリシティー権、サイバースペース上の知的財産の法的保護のあり方も含む。関連法令・判例ルール(必要な海外の法令・判例も適宜紹介する)をベースに、法的問題点と解決策への考え方を身に付ける。企業経営や知的財産戦略の視点からも検討を加える。 授業方法 各授業は、①基本的ルールの説明・理解＋②重要判例の研究の形式で進める。基本ルールの習得については、概説書の理解を中心に受講者の予習に委ねることを前提とする。講義では、重要判例の理解を通じて基本ルールの運用・活用・応用などの実務面のスキル習得を中心に行う。 成績評価の方法 成績評価は、A、B、C、D、FまたはNの5段階とする。試験と授業への貢献を総合的に評価する。内訳は、70%:期末の筆記試験(仮想事例に基づいた論文式試験)の結果、及び、30%:出席及び授業への貢献度とする。 授業計画 第1回 オリエンテーション(知的財産法の概要) 第2回 著作権(1) 著作物(1)： 著作物の定義・種類、データベース、キャラクター、法人著作・職務著作 第3回 著作権(2) 著作物(2)： プログラム著作物、ゲームソフト 第4回 著作権(3) 編集著作物、音楽著作権の保護、著作権の間接侵害 第5回 著作権(4) 著作者人格権、著作財産権、国際的著作権侵害 第6回 著作権(5) 二次的著作物、著作財産権、著作権の保護期間、著作権に対する制限(私的複製など) 第7回 著作権(6) デジタルコンテンツ保護 第8回 著作権(7) 肖像権・パブリシティー権 第9回 著作権(8) 国際条約(ベルヌ条約・万国著作権条約)、著作権侵害と民事救済・刑事罰 第10回 商標(1) 商標の目的・機能、登録要件、類似、商標権の移転・使用許諾、防護標章制度 第11回 商標(2) 商標権侵害と救済・刑事罰、商標登録の不使用取消審判、 第12回 不正競争防止法(1) 周知表示混同惹起行為、著名表示冒用行為、商品形態模倣行為 第13回 不正競争防止法(2) 営業秘密の保護、企業の営業秘密管理戦略、ドメインネームの保護 第14回 著作権のまとめ(実務家のゲストスピーカー(昨年はIBM名取勝也取締役)を交えてディスカッション) 第15回 期末試験 使用教材 教科書(購入必須)： ①「判例百選・著作権・第三版」有斐閣 ②牧野和夫著「知的財産法講義」税務経理協会 毎回のテーマに関する教材や参考文献・資料は事前告知又は配布する。 前提履修科目 なし			

展開・先端科目

科 目	国際関係法（私法系） 1 （後期）	単 位
		2
担 当	増田 晋	
授業内容の概要		
国際取引法の理解に必要な基礎知識の習得及び国際取引実務に特有の法的思考能力を育成することを目的とする。本講座では、国際取引やその紛争事例を教材にして、財産関係事件の国際私法・国際民事手続法の知識の取引実務への応用に主眼を置き、加えて実質法として貿易取引に関する仕組及び法令と契約条項を学ぶことを通じて、国際取引実務に必要なリーガルマインドを育成することを狙う。		
授業方法		
講義の方法は、講義および演習形式を組み合わせで行う。国際取引法の実務の基礎知識習得のためには必要に応じ講義形式で解説を行うが、その応用と法的思考能力の育成のためには、テキストに基づき、積極的な発表と質疑を行うソクラティック・メソッドを行う。		
成績評価の方法		
期末試験の成績、演習発表、授業への参加度を総合評価して行う。成績はA・B・C・D・FまたはNの5段階で評価する。		
授業計画		
第1回 国際取引法の基本的視点(オリエンテーション)：異なる司法制度や法律体系の当事者が関係するため生ずる法的問題の基礎的論点及び解決方法を、実例の中で認識し、実務の面白さを認識する。		
第2回 準拠法Ⅰ(契約準拠法の基礎)：国際契約の準拠法に関する基礎的知識を、主として判例や実務の視点から習得する。		
第3回 準拠法Ⅱ(契約準拠法の例外)：契約準拠法の原則が制約される消費者契約や労働契約等に関し、その機能や実務上考慮すべきポイントを、実例をもとに検討する。		
第4回 準拠法Ⅲ(物権の準拠法)：国際取引で問題となる物権の準拠法の果す機能と実務上考慮すべきポイントを、実例をもとに検討する。なお、債権譲渡についても簡単に触れる。		
第5回 準拠法Ⅳ(法定債権の準拠法)：主として不法行為・生産物責任の準拠法をとりあげ、基礎的知識と実務的論点を習得する。		
第6回 輸出入貿易Ⅰ(国際売買)：輸出入貿易の中核をなす国際売買契約の基礎知識を習得し、紛争事例で実務の理解を深める。		
第7回 輸出入貿易Ⅱ(国際運送)：輸出入貿易に不可欠な国際運送契約及び船荷証券の実務を事例に基いて検討し、法的論点の理解を深める。		
第8回 輸出入貿易Ⅲ(国際支払)：主として輸出入貿易の決済方法である信用状についての基礎知識を習得し、紛争事例で実務上の論点を検討する。		
第9回 取引主体と代理関係Ⅰ：国際取引に登場する取引主体と代理・代表関係についての基礎的知識を習得する。なお、主権免責についても簡単に触れる。		
第10回 取引主体と代理関係Ⅱ：国際取引に登場する取引主体と代理・代表関係についての実務的論点を事例で検討する。		
第11回 国際民事手続Ⅰ：国際裁判管轄についての基礎知識の習得と、日本の判例法の流れを理解する。		
第12回 国際民事手続Ⅱ：国際的訴訟競合、国際的併合管轄、送達をめぐる実務的問題を実例をもとに討議し、国際民事訴訟法の実務的理解を深める。		
第13回 国際民事手続Ⅲ：外国判決の承認・執行についての基礎的知識と事例検討をする。		
第14回 国際仲裁その他：国際仲裁手続についての基礎的知識の習得と実務上の論点を把握する。なお、時間との関係でこれまでの授業のレビューを予定する。		
第15回 期末試験		
使用教材	教科書(購入必須)：テキストは担当者作成の事前配布資料を使用し、サブテキストとして有斐閣双書「国際私法入門【第6版】」(澤木・道垣内)を用いる。	
	参考書(購入任意)：「国際私法判例百選」(有斐閣・ジュリスト別冊)	
前提履修科目	「国際取引法」(旧:4単位)の修得を希望する者は、本講義と「国際取引法」(新:2単位)を併せて受講すること。	

展開・先端科目

科 目	国際関係法（私法系） 2 （前期）	単 位
		2
担 当	大村 芳昭	
授業内容の概要 渉外的な家族関係をめぐって生ずる法律上の諸問題につき、法の適用に関する通則法や民事訴訟法などの関連法規を適切に運用しつつ、その妥当な処理を目指す法分野が「国際家族法」である。この講義では、国際家族法に関する基本的な考え方を修得することを目的とする。 授業方法 毎回の授業の前半では、その回に割り振られた範囲について、制定法の内容を確認し、その解釈をめぐる問題点を指摘・検討する。 毎回の授業の後半では、前半で学んだ内容を踏まえて、具体的な事例(設例や判例など)を取り上げ、妥当な解決をはかるための適切な解釈論を追及する。 成績評価の方法 毎回の授業への出席状況、授業中の発言の頻度や内容、期末試験の得点のすべてを総合して評価する。ただし、あくまで期末試験の評価が中心となるので注意すること。成績評価はA・B・C・D・F または N の5段階とする。 授業計画 第1回 授業ガイダンス、受講生の自己紹介、国際家族法とは何か、過去問の簡単な紹介 第2回 準拠法選択の仕組み(国際私法総論)①:単位法律関係と連結点 第3回 準拠法選択の仕組み(国際私法総論)②:準拠法の特定と適用 第4回 婚姻成立の準拠法 第5回 婚姻の効果・夫婦財産制・離婚の準拠法 第6回 実親子関係成立の準拠法 第7回 養子縁組・親子間の法律関係の準拠法 第8回 後見等・扶養義務の準拠法 第9回 相続・遺言の準拠法 第10回 氏名の準拠法 第11回 家事事件の国際裁判管轄 第12回 外国家事裁判の承認と執行 第13回 過去問題等の検討① 第14回 過去問題等の検討② 第15回 期末試験 使用教材 教科書(購入必須): 澤木敬郎・道垣内正人著『国際私法入門〔第6版〕』(有斐閣双書・2006 年、税別 1900 円) 参考書(購入任意): 櫻田嘉章・道垣内正人編著『国際私法判例百選〔新法対応補正版〕』(別冊ジュリスト 185 号・有斐閣・2007 年、税別 2400 円) 前提履修科目 家族法、民事訴訟法1・2を履修していることが望ましい。		

展開・先端科目

科 目	国際取引法（後期）	単 位 2
担 当	増田 晋	
授業内容の概要		
国際取引法務に必要な発展的知識と法的思考能力を修得することにより、涉外実務への架け橋となることを目的とする。本科目では、涉外法務における典型取引類型である国際合弁、国際的 M&A、国際的金融取引等を取り上げ、また紛争解決の実際を学ぶことにより、より取引類型ごとに専門化した知識と戦略的思考能力等、国際取引法務の実務において必要な能力を養成する。		
授業方法		
講義の方法は演習形式である。受講者は予め事例・解説を含むテキストを予習して、講義において質疑、討論、発表等に参加する。また、各分野での実務経験者との質疑等により法律を実務的に活用する能力を養成することも行う。		
成績評価の方法		
期末試験の成績、授業における演習、発表及び講義の参加を総合評価して判断する。成績はA・B・C・D・FまたはNの5段階で評価する。		
授業計画		
第1回 国際英文契約の基礎Ⅰ： 欧米と日本の契約意識の差異を認識し、契約の果すべき役割・機能を理解する。		
第2回 国際英文契約の基礎Ⅱ： 国際英文契約を査読することで、基本的構成、典型的条文、法律英語の基礎を理解する。		
第3回 国際英文契約の基礎Ⅲ： 国際英文契約の一般条項を深く検討することで、英文契約の条文の実務的な意味を修得する。		
第4回 国際合弁契約の基礎： 国際合弁契約等を例として、基本構成、主要条文の有する法的意味をより深く理解する。個別条文を自己に有利な方向に導くために国際契約の交渉方法、戦略等を修得する。		
第5回 国際合弁契約の実務： 契約例を参考にして、契約当事者の立場で交渉し、その結果を反映した契約条文を作成する等により、契約条文をどのような法的問題意識に則り作成して行くかを学習し、契約の実践的作成法を修得する。		
第6回 国際合弁契約の交渉戦略： 中国進出で一般的な合弁契約について、中国実務専門家から話を聞き、質疑応答を行う。		
第7回 国際的M&Aの基礎： 企業の買収契約の実例を、契約当事者の各々の立場で利害得失を考慮し、実践的に理解することで、法律家の実務的思考方法・能力を修得する。		
第8回 国際的M&Aの実務： 企業の買収契約の紛争実例をベースとして、主要契約条項の機能や法的意味を実践的に理解することで、法律家の実務的思考方法、能力を修得する。		
第9回 国際的 M&A の最先端： この分野の第一線で活躍している投資銀行、企業等の専門家の実務体験を紹介し、これらの専門家の問題意識に基づく論点を討議することで国際取引に必要なリーガルマインドを養成する。		
第10回 金融取引の基礎： 代表的金融取引の法的仕組み、問題点を解説し、基礎科目で学んだ担保法、商法、民法などがどのように実務的に取扱われているかを質疑を通じて理解する。		
第11回 金融取引の実務： 代表的金融取引の法的仕組み、問題点を解説し、基礎科目で学んだ担保法、商法、民法などがどのように実務的に取扱われているかを質疑を通じて理解する。		
第12回 金融取引の最先端： 金融取引の実務に携わる弁護士、企業の担当者の実務体験を紹介し、質疑を通じ実務に必要な戦略的、創造的な思考能力を養成する。		
第13回 国際租税の基礎： 外国組織体であるリミテッド・パートナーシップの内容とその日本租税法上の取扱いについての基礎的知識の習得。		
第14回 国際租税の実務： リミテッド・パートナーシップの租税法上の取扱いが問題となった裁判例の検討。		
第15回 期末試験		
使用教材	教科書(購入必須)： テキストは担当者作成の事前配布資料を使用する。	
前提履修科目： 国際関係法(私法系)1を履修していることが望ましいが、必須ではない。なお、3期生以前の学生で「国際取引法」(旧:4単位)の修得を希望する者は、国際関係法(私法系)1を受講することを要する。		

展開・先端科目

科 目	租税法 1 / 租税法 (前期)	単 位
		2
担 当	山下 清兵衛	
授業内容の概要		
租税法領域における「法の支配」の内容を明らかにするとともに、司法の行政に対するコントロールと納税者の権利についての基本的な考え方を修得することがこの講義の目的である。この講義の内容は、担当教員が関与した租税判例等を素材として、租税訴訟を遂行できる法律家として、最低必要な知識の修得を憲法理論と行政法理論を基礎とし、税法の理解を深めてもらえるように配慮する。		
授業方法		
毎回のテーマ判例に関する参考文献・参考資料などを事前に検討しうるように工夫し、質疑討論によって当該テーマに関する理解を深めるように努力する。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績はA、B、C、D、FまたはN（不可）の5段階とする。 課題レポートと期末試験の結果に基づいて評価する。レポートは、年1回程度とし、講義の基本的な内容を理解しているかどうかを確認するものとする。期末試験は事例問題とし、具体的な事例を素材として、問題进行处理できるかどうかの能力をみる。		
授業計画		
第1回 法の支配と権利実現(租税法律主義) 第2回 課税要件(法律の政省令への委任、不確定概念の多用) 第3回 租税債権の成立と確定 第4回 租税公平主義と合法原則 第5回 行政事件訴訟法と租税訴訟 第6回 実質課税 第7回 否認権行使の限界(租税回避) 第8回 私法法律関係と租税法律関係 第9回 所得概念 第10回 所得の種類 第11回 所得の帰属 第12回 所得の年度帰属 第13回 譲渡所得の課税要件 第14回 事業所得の課税要件 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)： 担当教員が作成した教材を使用し、又、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを提供する。 参考文献： ジュリスト「租税判例百選」〔有斐閣〕 参考書(購入任意)： 金子宏『租税法〔第12版〕』〔弘文堂〕		
前提履修科目		
なし		

展開・先端科目

科 目	租税法2 （後期）	単 位
		2
担 当	山下 清兵衛	
授業内容の概要		
租税法領域における「法の支配」の内容を明らかにするとともに、司法の行政に対するコントロールと納税者の権利についての基本的な考え方を修得することがこの講義の目的である。この講義の内容は、担当教員が関与した租税判例等を素材として、租税訴訟を遂行できる法律家として、最低必要な知識の修得を憲法理論と行政法理論を基礎とし、税法の理解を深めてもらえるように配慮する。		
授業方法		
毎回のテーマ判例に関する参考文献・参考資料などを事前に検討しうるように工夫し、質疑討論によって当該テーマに関する理解を深めるように努力する。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績はA、B、C、D、FまたはN（不可）の5段階とする。 課題レポートと期末試験の結果に基づいて評価する。レポートは、年1回程度とし、講義の基本的な内容を理解しているかどうかを確認するものとする。期末試験は事例問題とし、具体的な事例を素材として、問題を処理できるかどうかの能力をみる。		
授業計画		
第1回 給与所得の課税要件 第2回 一時所得の課税要件 第3回 不動産所得の課税要件 第4回 その他の所得の課税要件 第5回 源泉所得税の課税要件 第6回 法人税法総論(1) 第7回 法人税法総論(2) 第8回 益金の範囲 第9回 損金の範囲 第10回 同族会社の行為計算の否認 第11回 親子会社間の所得帰属 第12回 法人税法判例検討(1) 第13回 法人税法判例検討(2) 第14回 法人税法判例検討(3) 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)： 担当教員が作成した教材を使用し、又、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを提供する。 参考文献： ジュリスト「租税判例百選」〔有斐閣〕 参考書(購入任意)： 『新・裁判実務体系 租税争訟』〔青林書院〕 『実務 租税法講義』〔民事法研究会〕 『事例で学ぶ租税争訟手続』〔財経詳報社〕		
前提履修科目		
なし		

展開・先端科目

科 目	会社関係訴訟論（後期）	単 位
		2
担 当	北沢 義博	
授業内容の概要		
弁護士実務、企業法務において会社法の訴訟そのものを担当することはそれほど多くない。しかし、会社法実務においても、判例の重要性は他の科目と異なることはない。特に最近では、裁判所の考え方が、企業に大きな影響を与えるようになった。重要な最高裁判例は、当然、理解していなければならない。また、取締役の職務執行停止仮処分や商事非訟手続など会社法特有の手続についての知識・理解も必要である。会社法の制定により会社訴訟の規定も整理されたので、新会社法の理解を深めるとともに、実務的な観点も混じえる授業を試みる。また、本科目は前期の「コーポレートガバナンスと法」とも関連しているので、この科目と合わせて会社法の理解を深めてもらいたい。		
授業方法		
会社法における重要な判例、最近の著名判例をピックアップして、その法理を検討することを中心とする。従って、学生は事前にその判例を読み、事案を把握して、法的な問題を検討してくることが要求される。また、2 回ほど、文書作成の課題を設定する。		
成績評価の方法		
期末試験によって、A, B, C, D, FまたはN(不可)を評価する。		
授業計画		
第1回 会社訴訟の特色 第2回 株主総会決議に関する訴訟(1)決議の瑕疵の類型 第3回 株主総会決議に関する訴訟(2)重要判例 第4回 株主総会決議に関する訴訟(3)文書起案 第5回 取締役会決議に関する訴訟 第6回 役員の責任に関する訴訟(1)役員の責任の類型 第7回 役員の責任に関する訴訟(2)重要判例 第8回 役員の責任に関する訴訟(3)第三者に対する責任 第9回 株主代表訴訟 第10回 新株、新株予約権の発行に関する訴訟(1) 第11回 新株、新株予約権の発行に関する訴訟(2) 第12回 少数株主の権利に基づく訴訟 第13回 組織再編、法人格の否認、会社の権利能力に関する訴訟 第14回 最近の重要判例、商事非訟事件 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)： 江頭憲治郎「株式会社法」(有斐閣)、別冊ジュリスト「会社法判例百選」(有斐閣) 参考書(購入任意)： 東京地方裁判所商事研究会「類型別会社訴訟Ⅰ、Ⅱ」判例タイムズ社、「商法判例集(第2版)」(有斐閣)		
前提履修科目		
会社法1, 2を履修済みであることが望ましい。		

展開・先端科目

科 目	コーポレートファイナンス / 企業のファイナンスと会計（後期）	単 位 2
担 当	前田 修志	
授業内容の概要		
会社は経済活動を通じて利益を獲得することを目的としている法的主体である。その活動の源泉には資金が必要であり、会社は様々な方法によって資金を調達し、事業活動を行うための源泉として用いている。他方で、会社をめぐる多数の利害関係人との関係を考えると、会社の財務的側面に関する利害関係人の関心は高い。 この2点は一見すると、関連性が薄い問題であるように見えるが、いずれも会社の財務上の問題点、すなわち「コーポレートファイナンス」に関わる問題点であると言える。本講義では、会社法・会社計算規則の理解・解釈問題から、実務上のトピックスまで、広く題材としてとりあげながら、金融・会計的知識が要求される会社(特に株式会社)のファイナンスにまつわる法的諸問題について整理を行うものである。 講義では会社法の解釈論を基礎として、判例・実務の動向を検討する形をとる。なお内容については、受講者の希望を聞きながら、適宜調整する。		
授業方法		
判例や実務の動向を題材としながら、理論的問題点の検討及び実証研究を中心とする。テーマによって講義形式と討議形式を織り交ぜる予定である。したがって受講者には与えられたテーマについて、一定程度の予習をしてくることを要求する。		
成績評価の方法		
A・B・C・D・F(N)の5段階評価とする。成績評価の対象は期末試験(テークホーム試験の予定)を中心に、平常点と中間レポート課題を加味する予定である(詳細はガイダンス実施時に説明する)。		
授業計画		
第1回 概論 ― 株式会社におけるファイナンスの意義 第2回 株式による資金調達(1) ― 会社法における募集株式発行規制 第3回 株式による資金調達(2) ― ファイナンス面から見た種類株式 第4回 株式による資金調達(3) ― 自己株式の取得・処分と会社財務への影響 第5回 株式による資金調達(4) ― 自己株式の取得・処分と会社財務への影響(続) 第6回 社債による資金調達(1) ― 社債をめぐる法規制と実務 第7回 社債による資金調達(2) ― 新株予約権付社債をめぐる法的問題点 第8回 特殊な資金調達手段 ― デット・エクイティ・スワップ・ファイナンスリース・シンジケートローン 第9回 資金調達手段の選択と企業経営 第10回 株式会社における決算手続 第11回 計算書類の粉飾と虚偽記載責任(2) 第12回 計算書類の粉飾と虚偽記載責任(1) 第13回 剰余金の分配(1) ― 剰余金の算出と分配手続 第14回 剰余金の分配(2) ― 違法配当と取締役の責任 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)： 特に指定しない 参考書(購入任意)： 江頭憲治郎:『株式会社法』 有斐閣 平成 18 年 江頭憲治郎＝大崎貞和編:『上級商法 ファイナンス編』 商事法務 平成 18 年		
前提履修科目		
会社法1・会社法2を履修済であることが望ましい		

展開・先端科目

科 目	コーポレートガバナンス / コーポレートガバナンスと法（前期）	単 位 2
担 当	久保利 英明・北沢 義博	
授業内容の概要 コーポレート・ガバナンスとは、株式を公開している会社の経営者による支配を問題とする概念である。法律問題だけではなく、経営学、社会学、倫理学などの観点からも議論されるが、本講義は、会社法の視点を中心に企業の在り方を考える。わが国におけるコーポレート・ガバナンスの議論の現状を概観し、2006 年に施行された会社法は、コーポレート・ガバナンスについてどのような態度をとっているかを考え、わが国の株式会社における株主総会、取締役会などの機関の在り方、コーポレート・ガバナンス関連の諸制度について国際比較も含めてトータルに学修する。		
授業方法 久保利教授と北沢教授が授業計画記載のとおり担当する。TKC教育研修システムにより毎回のテーマに関する参考文献・参考資料・判例などを掲示し、事前の検討に供する。当日は主として質疑、討論によって当該テーマに関する理解を深める。		
成績評価の方法 原則として期末試験の成績によって評価するが、授業への参加態度を加味する場合がある。期末試験の問題は2問とし、久保利・北沢教授がそれぞれ1問ずつ出題しその採点を担当する。成績はA・B・C・D・FまたはNの5段階による。		
授業計画 第1回 コーポレート・ガバナンスとは何か(久保利担当) 第2回 日本におけるコーポレート・ガバナンスの現状と国際比較(同上) 第3回 会社法とコーポレート・ガバナンス(北沢担当) 第4回 会社法における機関設計(同上) 第5回 社外取締役・監査役・委員会の実態と従業員の役割(久保利担当) 第6回 コーポレート・ガバナンスとプロフェッションの役割(同上) 第7回 敵対的買収と防衛策(同上) 第8回 代表訴訟の理論と現実(1) (北沢担当) 第9回 代表訴訟の理論と現実(2) (同上) 第10回 内部統制(会社法と金融商品取引法) (同上) 第11回 議決権行使助言会社と日本企業(同上) 第12回 これからの株主総会のあり方(久保利担当) 第13回 情報開示とIR活動(北沢担当) 第14回 CSR、企業の社会的貢献と寄附(同上) 第15回 期末試験		
使用教材 教科書(購入必須)： 参考書(購入任意)： 江頭憲治郎「株式会社法」有斐閣		
前提履修科目 会社法1, 2を履修済みであることが望ましい。		

展開・先端科目

科 目	金融法 （前期）	単 位
		2
担 当	尾崎 達夫	
授業内容の概要		
受講者として、主に、将来、銀行ないしその相手方を依頼者とする弁護士、或いは銀行の企業内弁護士となることを考えている学生を想定し、銀行及び銀行取引に関する法システムの基礎を把握するとともに、銀行に関連する法的諸問題の内、基礎的な問題や実務上多い問題を中心に取上げて、その理解を目指す。		
授業方法		
講義が中心となるが、学生からの自由闊達な質問、意見を大いに期待する。裁判例等を指示して事前に読むことを前提する場合もある。		
成績評価の方法		
期末試験の成績及び授業への参加態度の総合評価で行う。 成績はA・B・C・D・FまたはNの5段階で評価する。		
授業計画		
第1回 金融に関する歴史経済の基礎		
第2回 善管注意義務、与信概説及び保証否認(前半)		
第3回 保証否認(後半)及び預金概説		
第4回 払戻(前半)		
第5回 払戻(後半)及び預金者認定(前半)		
第6回 預金者認定(後半)		
第7回 守秘義務(前半)		
第8回 守秘義務(後半)及び業法		
第9回 為替概説及び誤振込		
第10回 手形交換及び一括支払システム		
第11回 回収		
第12回 相殺		
第13回 デリバティブ及び説明義務		
第14回 証券化及び真正売買		
第15回 期末試験:レポート提出による。		
使用教材		
教科書(購入必須):なし		
参考書(購入任意):授業において随時紹介する。		
前提履修科目		
民法財産編の基礎的事項は理解ないし把握していることを前提とする。また、民事訴訟法及び要件事実論の極めて基礎的事項は理解していることを前提とする。なお、破産法の初歩的知識は、前提とはしないが、把握している方が望ましい。		

展開・先端科目

科 目	金融商品取引法 / 証券取引法 (前期)	単 位
		2
担 当	松岡 啓祐	
授業内容の概要		
金融商品取引法(2007年 9 月末までは証券取引法。以下、金商法とする)に関する、知識の習得を目的とする。金商法は、国家経済の中心である証券市場・資本市場を支える法であり、上場とそれに伴う巨額の資金調達(IPO)、企業買収(M&A)・株式の大量取得といった事項やインサイダー取引、不正な株価操作等といった問題に関連して、近時においてビジネス上のニーズが非常に高くなっている。ライブドア事件や西武鉄道事件といった著名な事件も多い。そこで、法規制の基本的な内容のみならず、様々な裁判例や具体的な事件を取り上げながら、そうした法制度への理解を深めていくことにする。		
授業方法		
講義方式を基本としながら、なるべく双方向の対話型・ソクラティックメソッドによる質疑応答を行っていく。そこで、受講者はあらかじめ教科書や裁判例等の資料を必ず読み、必要な文献の調査・分析をし、提示された課題を行ったうえで、積極的に授業に臨むことが求められる。授業においては、担当教員によるそのテーマの説明に続き、質疑応答により受講者の理解を深め、より実践的な能力を養成していく。「金融商品取引法の条文」をかなり見るので、六法の所持は不可欠である。		
成績評価の方法		
期末試験および毎回の授業における積極的な参加の程度により、評価する。評価は A・B・C・D・F または N(不可)の 5 段階による。		
授業計画		
第1回 金商法の全体像と目的、会社法等との関連、規制監督機関 第2回 証券取引所に関する法規制と上場の意義 第3回 金融商品と有価証券の意義と範囲、幅広い証券化問題 第4回 発行市場に関する情報開示等の規制 第5回 流通市場に関する情報開示の規制 第6回 公認会計士・監査法人制度と近時の粉飾決算問題、内部統制に関する問題 第7回 企業の合併・買収(M&A)と株式公開買付(TOB)制度① 第8回 株式公開買付制度②と大量保有報告書制度(5%ルール) 第9回 インサイダー取引規制①:規制の概要・要点 第10回 インサイダー取引規制②:具体的事例の検討等 第11回 相場操縦・風説の流布等の規制 第12回 証券会社等の金融商品取引業者等の役割と規制の概要 第13回 様々な勧誘に関する規制①:説明義務、適合性ルール等 第14回 勧誘に関する規制②、投資信託、投資顧問等の規制と全体のまとめ 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須): 現在多くの関連テキストが改定中であるため、開講時に指定します。 参考書(購入任意): 黒沼悦郎『金融商品取引法入門[第2版]』(日本経済新聞社の日経文庫、2007 年)		
前提履修科目		
なし。ただし、会社法関連科目(企業のファイナンスと会計等)や金融法の受講を推奨する。		

展開・先端科目

科 目	比較競争法 （後期集中）	単 位
		2
担 当	隅田 浩司	
授業内容の概要 本講座は、競争法（独占禁止法）について、実務家として必要とされる比較法の体系的知識を提供することを目的としている。経済法では、学術的にも実務的にも、比較法的な知識がきわめて重要となる場合が多い。このように経済法を理解するためには、比較法的知識は「身につけておいた方がいい」というレベルではなく、「身につけておくのが常識」ともいえるのである。しかし、そうはいっても、法科大学院生にとって、比較競争法は、あくまでも日本の独禁法（経済法）の理解を深めるための補助的な存在である。そこで、本講座では、法科大学院生が、経済法を理解する上で知っておくと有益な比較競争法の論点のみを提供する。ただしそれは、とりもなおさず、比較競争法のコアを構成するものであるから、本講座を履修するならば、経済法に関して非常に高度なレベルの知識を習得できることになる。 授業方法 比較競争法は、演習と講義を組み合わせた形態を採用する。まず受講生は、海外の事例を参照し作成した「日本の」独占禁止法に関する問題演習に取り組んでもらう。その後、すぐにその問題の解説を行い、さらに、引き続いて、その問題に付随する比較法的な論点や経済法に関する基本的な法的思考のポイントなどを解説する講義を行うという形式である。なおこの問題演習自体は、採点し、評価に影響するものではなく、あくまでも学習の理解のために行うものである。 成績評価の方法 授業態度および、試験の成績により評価する。評価法は学則通り A・B・C・D、F または N の 5 段階評価とする。 授業計画 第1回 不当な取引制限に関する問題演習講義（1） 第2回 比較競争法の基礎講義（日米欧競争法入門） 第3回 不当な取引制限に関する問題演習講義（2） 第4回 水平的協調行動に対する米欧競争法の規制状況 第5回 不当な取引制限のエンフォースメントに関する問題演習 第6回 単独行為規制（日本の私的独占規制との関連性を含む）の基礎理論 第7回 私的独占に関する問題演習（1） 第8回 私的独占に関する問題演習（2） 第9回 合併規制の国際比較 第10回 企業結合審査に関する問題演習 第11回 垂直制限に関する日米欧比較 第12回 不公正な取引方法に関する問題演習（1） 第13回 垂直的非価格規制・抱き合わせなどに関する日米欧比較 第14回 不公正な取引方法に関する問題演習（2） 第15回 期末試験 使用教材 教科書（購入必須）： 白石忠志『独占禁止法』（有斐閣 2007） ☆米国反トラスト法、欧州競争法部分についてはオリジナル資料を配付 参考書（購入任意）： 村上正博『アメリカ独占禁止法』（弘文堂 2002） バンバー・アンド・エリス法律事務所『EC 競争法』（商事法務 2007） 前提履修科目 特になし		

展開・先端科目

科 目	エンタテインメントと法（後期）	単 位
		2
担 当	久保利 英明	
授業内容の概要		
知的財産権といわれるものの中でも世界的な規模でめざましい発展を見せている我が国の、映画、アニメ、ゲームソフト、漫画、音楽、スポーツなどの各分野の現実のコンテンツ・ビジネスに焦点を絞る。それらのビジネスと著作権、商標権、意匠権、肖像パブリシティ権などの法律をリンクさせ、いかに権利の創設、利用、確保などを実現してゆくかを学ぶことを目的とする。		
授業方法		
TKC 教育研究支援システムによって、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを事前に検討しうるように工夫し、当日は主として質疑討論によって当該テーマに関する理解を深めるように努力する。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績はA・B・C・D・FまたはNの5段階による。		
授業計画		
第1回 エンターテインメント・ビジネスとは。		
第2回 出版ビジネスに関連する諸問題として、漫画喫茶での大量閲覧問題や新古書店のもたらした問題点。		
第3回 音楽ビジネスに関連する諸問題を取り上げる。		
第4回 前回の続行。デジタル時代のインターネット配信や海賊版の具体的問題に関連して音楽著作権の保護と活用を議論する。		
第5回 映画ビジネスに関連してそのビジネスの実際に携わっている法律家であるゲストスピーカーからビジネスの実態と法律上の問題の解説。		
第6回 前回で明らかとなった実態を前提に、契約の締結、法文の解釈、立法論にまで踏み込んで、これからの映画ビジネス法務の在り方を探求する。		
第7回 コンピュータゲームソフトビジネスに関連して、映画とコンピュータゲームソフトとの違いを検討する。		
第8回 映像に関連するエンターテインメントビジネスであるビデオや DVD についてどのような問題があるか、中古ビデオ、レンタルビデオ問題の判例を題材に討論を展開する。		
第9回 エンタテインメントビジネスのコンテンツとしてのアニメを取りまく諸問題。		
第10回 第9回のテーマを続行する。		
第11回 エンタテインメントの主役とも言えるスポーツ選手や俳優などの代理人として、弁護士にどのような活躍の場があるのか。		
第12回 肖像パブリシティ権に関連して、その権利としての生成過程および現状、明文による権利化についての将来展望等を議論する。		
第13回 12回まではエンタテインメントのコンテンツに関する講義を行ってきたが、今回は放送とインターネット配信などコンテンツを送るビークルについて取り上げる。		
第14回 エンタテインメントが国際化に対応すべき各種条約の内容とそれぞれの位置づけを学ぶ。		
第15回 期末試験		
使用教材		
授業方法について記載したように、特定教科書を指定せず、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などをPDF ファイルなどで提供する。基本判例として「判例百選(3)」を使用する。		
参考書(購入任意)： 久保利他著『著作権ビジネス最前線』(中央経済社)、 『エンターテインメントと法律』(第二東京弁護士会知的財産権法研究会編集)		
前提履修科目		
なし		

展開・先端科目

科 目	I T 法 （前期）	単 位
		2
担 当	増田 晋	
授業内容の概要		
インターネットをめぐる主要な法律問題の中から、電子商取引の私法関係、インターネット上の情報の保護、及び、仲介者たるプロバイダーの責任等を中心に検討する。その中で、必要に応じ、著作権、商標やプライバシー権の保護と制約や通信と放送の融合問題にも触れていく。 インターネット法は民商法や知財法をベースとしているので、本科目を受講することにより、これらの知識を復習し、インターネットという新しい枠組にあてはめる応用力が深められる。 本科目は、将来より専門化するインフォメーション・テクノロジー (IT) 法の入門編として位置付けるものであり、入門書ではあるが実務的な教科書を指定して予習を行い、最近の裁判例を演習形式により講義をすすめる。なお、その時々で参考文献や参考資料を補助教材とする。		
授業方法		
学生は事前に教科書・参考文献等を予習し、授業では裁判例を用いて、学生が演習形式で発表・討議を行う。なお、新規分野についてはレクチャを取り入れるものの、法的理解力と分析力を高める教授法を積極的に取り入れる。		
成績評価の方法		
期末試験の成績、授業における演習発表の内容、討議その他の能動的参加の程度を総合的に判断して評価する。成績は A・B・C・D・F 又は N の5段階で評価する。		
授業計画		
第1回 インターネット法に関するイントロダクション		
第2回 オンライン取引の法律問題		
第3回 ネット・オークション等の新たな取引に伴う法律問題		
第4回 電子商取引と消費者保護		
第5回 電子決済の法律問題		
第6回 電子商取引のまとめ		
第7回 インターネット上の情報の保護と制約(著作権関係)		
第8回 インターネット上の情報の保護と制約(表現の自由とパブリシティ権・名誉毀損等)		
第9回 インターネット特有の伝達機能と法的問題		
第10回 ドメイン名の不正使用と商標		
第11回 本人確認と電子認証		
第12回 プロバイダーの責任(1)		
第13回 プロバイダーの責任(2)		
第14回 通信と放送の融合問題		
第15回 期末試験		
使用教材		
教科書として「平成19年版 電子商取引に関する準則とその解説」(商事法務)を使用。その他、毎回のテーマに関する補助教材・裁判例・参考資料などを事前配布する。		
前提履修科目		
なし		

展開・先端科目

科 目	国際取引法特講（前期）	単 位
		2
担 当	牧野 和夫	

授業内容の概要

国際取引法の諸問題の中でも、国際契約の起案・交渉を中心として、製造物責任訴訟、セクシャルハラスメント訴訟、知的財産権訴訟、独占禁止法及び国際紛争処理に重点を置いて授業を行う。

授業の進め方は、最初の5回については、契約法ルール日米比較、製造物責任訴訟、セクシャルハラスメント訴訟、知的財産権訴訟、独占禁止法及び国際紛争処理の各分野について、講義形式と対話形式を併用する。さらに、残りの10回分では、仮想事例をベースとした国際契約の実習を割り当てて、ケースメソッドと演習を中心に実施する。

授業方法

対話式講義、ケースメソッド、演習を併用する。

成績評価の方法

合否のみとする。期末の筆記試験は実施せずに、出席、演習の評価及びその他授業への貢献度で100%の評価を行う。

授業計画

第1回 オリエンテーション・講義の進め方（国際取引法の枠組み WTO、日本企業の海外進出）

第2回 契約法ルールの日米比較、準拠法と裁判管轄、外国判決の承認・執行、国際仲裁

第3回 製造物責任訴訟

第4回 セクハラ訴訟

第5回 国際知的財産権訴訟（日米比較）、独占禁止法

第6回 英文契約書の目的・構成・種類、一般条項の読み方、国際秘密保持契約書

第7回 英文契約書起案の手順（英文売買契約書の解説）

第8回 英文売買契約書の実習

第9回 英文販売代理店契約書の実習(1)

第10回 英文販売代理店契約書の実習(2)

第11回 英文販売代理店契約書の実習(3)

第12回 英文販売代理店契約書の実習(4)

第13回 英文販売代理店契約書の実習(5)

第14回 英文販売代理店契約書の実習(6)

第15回 （ゲストスピーカーを交えてディスカッションを実施予定）

使用教材

- 教科書(購入必須)： 牧野和夫他著「国際取引法と契約実務（改訂版）」中央経済社（2008年）
- 契約書実習に使用するオリジナルの仮想事例集（学生へ配布）
- その他講義で指定する文献・情報、及び講義で配布する法令・判例等

前提履修科目 とくになし

以上

展開・先端科目

科 目	国際取引実習（後期）	単 位
		2
担 当	ローレンス レペタ	
授業内容の概要 本講座では、国際契約交渉における理論やテクニックを修得することを目指す。雇用契約、技術ライセンス契約、米国における紛争処理、その他様々な場面を想定し、演習（学生が当事者の役割を演じてみる）を通して、交渉テクニックおよび英文契約書作成のノウハウを学習する。 授業方法 関連する法律問題の検討、様々な契約書およびその修正案を検討し、交渉テクニックを実習形式で学習する。 成績評価の方法 成績は合格、不合格の2段階による。 授業計画 第1回 本講座の概説 ― 交渉に関する基礎理論や交渉における弁護士の役割 第2回 交渉テクニックとその理論 第3回 国際契約交渉における契約書作成のキーポイント 第4回 雇用契約の法的論点と契約で使用される重要な項目の検討、模擬事例の紹介 第5回 第4回に引き続き、雇用契約の交渉テクニックの演習 第6回 販売代理店契約の法的論点と契約で使用される重要な項目の検討 第7回 第6回に引き続き、販売代理店契約の交渉テクニックの演習 第8回 IPライセンス契約の法的論点と契約で使用される重要な項目の検討 第9回 第8回に引き続き、IPライセンス契約の交渉テクニックの演習 第10回 米国における法的紛争処理入門 第11回 事例を通して、米国の紛争処理戦略の検討 第12回 米国の民事訴訟手続のキーポイント 第13回 引き続き、模擬事例を通しての学習 第14回 講座の講評、全コースの復習 第15回 期末試験 使用教材 米国ロースクールで 사용되는交渉についての一般的な基本書に加え、契約書のひな型、あるいは模擬事例等、その他関連教材。 前提履修科目 なし		

展開・先端科目

科 目	財産犯論 （後期）	単 位
		2
担 当	花井 哲也	
授業内容の概要		
財産犯について、初めに共通の問題や各罪相互に関係する問題を取り上げ、その後個々の罪を取り上げて、財産犯の重要な理論的問題を検討する。近年、財産犯の保護の範囲も変化し、それによって、財産犯論において、新しい解釈論も展開されている。 本授業では、被害を受ける財産の経済的重要性、刑罰による保護の必要性(他の手段による侵害の防止、被害の回復の可能性)、刑罰による保護の実効性などの観点から刑罰の対象となるべき財産犯を理論的に説明していく。		
授業方法		
TKC 教育支援システムによって、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを事前に検討しうるように工夫し、当日は主として質疑討論によって当該テーマに関する理解を深めるように努力する。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績は、A・B・C・D・F または N の 5 段階で評価する。		
授業計画		
第1回 財産犯の客体 第2回 財産犯の保護法益 第3回 不法領得の意思 第4回 占有の意義 第5回 不動産の占有とその侵奪 第6回 死者の占有 第7回 財産犯における親族間の特例 第8回 強盗罪の諸問題 第9回 事後強盗の諸問題 第10回 刑法240条の諸問題 第11回 詐欺・恐喝 第12回 横領と背任 第13回 盗品等に関する罪 第14回 毀棄および隠匿罪 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)： 花井 哲也・刑法講義[各論Ⅱ]信山社 参考書(購入任意)： 林 幹人・財産犯の保護法益、木村 光江・財産犯論の研究、阿部 純二他編・判例刑法研究6		
前提履修科目		
刑法1、刑法2を履修済みであることが望ましい。		

展開・先端科目

科 目	社会保障法 （後期）	単 位
		2
担 当	福田 素生	
授業内容の概要		
年金などの所得保障・医療・介護などの社会福祉など社会保障の法制度の基本的仕組みを理解し、その基礎を習得するとともに、社会保障法をめぐる諸問題についての理論的考察を深める。「社会保障法学は、解釈法学であると同時に法制度設計を扱う学問」であることを踏まえ、社会保障法をめぐる法解釈上の諸論点の解明に努める一方、政策法学的要素も重視した講義を行う。また、社会保障制度については、法学のみならず経済学、政治学、社会学など多くの学問分野からのアプローチが行われており、必要に応じてそれらの知見も参照しながら、今後の社会保障制度のあり方についても議論したい。総給付費で約90兆円に達し、経済、社会に大きな位置を占め、国民生活に不可欠のものとなった社会保障制度に関心をもつ者や、将来社会保障に関係する仕事をしたいと考えている者の受講を歓迎する。		
授業方法		
社会保障法がカバーする領域は広く、2 単位の授業で全部を網羅することは困難である。その中で、医療、年金、福祉などの主要な項目にテーマを絞るとともに、基本的な法制度の理解などとはできるだけ事前の予習に委ね、必要に応じ補足的に講じる程度にとどめたい。授業では、具体的な論点に焦点を当て、受講生の報告を踏まえて、受講生と教員が双方向のやりとりを行いながら理解を深めていく形で進めていきたい。		
成績評価の方法		
出席率、平常点、期末試験にかわるレポートの成績を加味(前2者で50%、レポートで50%)して評価する。成績評価はA、B、C、D、F(またはN)の5段階(F及びNが不可)とする。		
授業計画		
第1回 総論①(社会保障の意義) 第2回 総論②(社会保障の歴史) 第3回 総論③(社会保障の存在理由) 第4回 医療保障①(医療保険の必要性、対象者、機能) 第5回 医療保障②(医療機関、保険診療、診療報酬) 第6回 医療保障③(費用負担、外国人医療) 第7回 医療保障④(医療保険制度改革) 第8回 所得保障①生活保護(補足性の原則、自立支援) 第9回 所得保障②(公的年金の存在理由、給付) 第10回 所得保障③(遺族年金と生計維持要件、女性と年金、財源) 第11回 所得保障④(年金改革、社会手当) 第12回 社会福祉①(介護保険) 第13回 社会福祉②(障害者福祉) 第14回 社会福祉③(児童福祉、子育て支援策) 第15回 まとめ		
使用教材		
教科書(購入必須)： 教科書(購入必須)：西村＝岩村＝菊池編『社会保障法 Cases & Materials』(有斐閣、2005 年) 参考書(購入任意)： 加藤＝菊池＝倉田＝前田『社会保障法(第3版)』(有斐閣、2007年)		
前提履修科目		
特になし。		

展開・先端科目

科 目	リスクマネジメントとコンプライアンス（前期）	単 位
		2
担 当	土田 亮	
授業内容の概要		
企業とは投資の企てであるから、会社にとっては、投下した資本からなるべく多くのリターンを得て、利益を構成員に分配することが最大の目的になる。しかし、企業運営には法令をはじめ多くの外部的な制約があるほか、企業といえども社会の中での存在であることから、社会的な責任(CSR)も負うものであると考えられている。ことに近年においては、企業不祥事が裁判の内外を問わず大きくクローズアップされるとともに、企業における内部統制システムおよびコンプライアンス体制の構築に対する関心が高まっている。 本講義は、以上のような問題意識のうえに立って、判例において企業不祥事およびその事後処理について経営陣の責任が問われた事案を題材に、企業のコンプライアンスに対する意識と対応の変遷を検討することを主眼とする。その後、主に会社法上の内部統制システム構築義務について学ぶこととしたい。なお、必要に応じて金融商品取引法上の内部統制システム構築義務についても適宜触れることとしたい。		
授業方法		
判例に関しては、事前に指示された判例の予習を行ったうえで、質疑応答を通じて、各事案の論点を発見し検討を行う。内部統制システム構築義務については、資料の事前予習をふまえて授業において適宜解説を加えていくこととする。		
成績評価の方法		
講義での参加態度、期末試験の成績の総合評価で、A、B、C、D、F(またはN)の5段階とする。なお、評価の詳細については、プレ講義時に説明する。		
授業計画 ※検討判例は仮のものである。		
第1回 序論 取締役の会社に対する責任 一会社法423条		
第2回 株主代表訴訟制度(1)		
第3回 株主代表訴訟制度(2)		
第4回 取締役法規違反行為(野村証券損失補填事件)		
第5回 新規投資の失敗(京成電鉄事件)		
第6回 関連会社に対する救済融資(1)(東京都観光汽船事件)		
第7回 関連会社に対する救済融資(2)(三菱重工事件)		
第7回 金融機関による融資		
第8回 買収防衛、新株発行等と取締役の責任		
第9回 内部統制システムの不備と取締役の責任(大和銀行事件)		
第10回 子会社の違法行為(三菱商事事件)		
第11回 取締役による財テクの失敗(ヤクルト事件)		
第12回 不祥事の隠蔽(ダスキン事件)		
第13回 内部統制システム構築義務		
第14回 総括 一企業不祥事と取締役の責任再論		
第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須):		
特定の教科書は指定しない。必要な資料・判例等は授業ごとにそれぞれ指示する。なお、会社法の基本書、判例集は常時参照できるようにしておく方がよい。		
参考書(購入任意):		
小林秀之他編『内部統制の立法措置と実務』(学陽書房)		
前提履修科目		
商事法入門 会社法1・2 が履修済であることが望ましい		

展開・先端科目

科 目	企業法務論 (前期)	単 位
		2
担 当	芦原 一郎	

授業内容の概要

企業法務は、会社の法的リスクを適正にコントロールすることをミッションとするが、社内弁護士は、自らの役割を明確に定義づけし、自らの方法論を確立すべき、言わば模索の時代にある。

本講座では、主に社内弁護士を念頭に、その役割と方法を、具体的事例から学ぶ。抽象的な議論からの過度な悲観論・楽観論を排し、受動的なイメージとは違う能動的な役割と責任を理解し、これから社内弁護士の業務領域を開拓していく喜びを実感し、そのための視点やツールを身に付けることを目的とする。

今年は、具体的な事例問題を検討することにより、深く実務を学ぶ。したがって、ゲストスピーカーを予定していない(場合によってはゲストスピーカーを招くこともあり、その場合には、授業計画の変更もありうる)。

授業方法

下記各NBL記事(具体的事例と解説)を予習しておき、授業では、実際にそれぞれの場面でどのように対応するか、法的な問題は何か、などを、質疑応答方式で議論する。

また、事例に関連する文書(社内文書、法的意見書、など)をどのように作成すべきかも議論し、検討する(検討課題は、授業の状況に応じて、柔軟に、授業中に決定する)。そして、実際に各自が自宅起案(1～2問)し、翌週、再度それらを叩き台として参加者全員で共有(実名)し、議論することで、起案能力の修得も図る。

成績評価の方法(いずれも相対評価)

授業への貢献度:合計35%(発言回数とその内容の総合評価)

起案(毎時間提出):合計45%(各テーマ平均3%相当)

期末試験:20%

成績評価は、A・B・C・D・FまたはNの5段階による。

授業計画

第1回 「リスクコントロールとデュープロセス」(NBL845号)

第2回 「反社会的勢力への対応」(同847号)

第3回 「リスクコントロールとアイデア出し」(同849号)

第4回 「アライアンスへのかかわり」(同851号)

第5回 「人事問題へのかかわり」(同853号)

第6回 「ブランド維持とブランド戦略へのかかわり」(同855号)

第7回 「事務フロー運用へのかかわり」(同857号)

第8回 「システム開発へのかかわり」(同859号)

第9回 「宣伝活動へのかかわり」(同861号)

第10回 「社外弁護士の活用」(同863号)、「社内弁護士の領野」(同865号)

第11回 「社内弁護士の技術」(同867号)

第12回 「定期便の試み」(同831号、※連載外なので注意)

第13回 「法務部長によるチーム作り」(同869号)、「法務部長によるお膳立て」(871号)

第14回 「ジェネラルカウンセルとしての社内弁護士」(同873号)

第15回 期末試験

使用教材

教科書(購入必須): 上記各連載記事(コピーで可)

参考書(購入任意): 書籍としてはなし(参考すべき資料・文献は、その都度、ホームページ上で指定する)

前提履修科目

(必須ではなく、好ましい科目として)労働法

展開・先端科目

科 目	国際民事訴訟法（後期集中）	単 位
		2
担 当	小林 秀之・原 強	
授業内容の概要		
国際裁判管轄、国際訴訟競合、国際司法共助、国際仲裁、国際倒産について概説的な説明を行った後、双方向の討論と発言により典型的事例や判例について検討する。		
授業方法		
小林秀之講師：前半4回分について授業を担当するが、教材の選定・作成および全体的な準備については原講師と共同で行う。成績評価についても同様に、共同で行う。		
原強講師：後半10回分についての授業を担当するが、教材の選定・作成および全体的な準備については小林講師と共同で行う。成績評価についても同様に、共同で行う。		
成績評価の方法		
期末試験と授業中の発言および討論とを総合評価し、A・B・C・D・F または N の5段階評価によって行う。		
授業計画		
第1・2回 国際民事紛争の実際と紛争処理方法〔小林〕 実際の国際民事紛争と具体的な事例や判例から学ぶと共に、各国の民事訴訟の相違、国際仲裁、国際倒産などの紛争処理方法について概観的な説明をする。学生の積極的な発言や双方向な討議も、同時並行的に行う(以下、すべて同様)		
第3・4回 準拠法と「手続は法廷地法による」原則〔小林〕 実際の国際民事紛争を例としながら、準拠法と「手続は法廷地法による」との関係を説明する。国際契約のひな型やリング・リング・サーカス事件を素材として、討議を行う。		
第5回 外国主権免除〔原〕 わが国の外国主権免除論について、横田基地訴訟控訴審事件をはじめとする近時の下級審判例を素材とし、説明をし討議を行う。諸外国の主権免除論についても説明する。		
第6・7回 国際裁判管轄〔原〕 わが国の国際裁判管轄について、マレーシア航空事件、ドイツ車預託金事件、]ウルトラマン事件などの最高裁判例を素材とし、説明をし討議を行う。諸外国の国際裁判管轄についても説明する。		
第8回 国際司法共助〔原〕 民訴条約、送達条約証拠収集条約、二国間司法共助取り決めについて説明する。米国ディスカヴァリのわが国での実施について、具体的な実例に基づきながら討議する。		
第9回 外国判決の承認・執行〔原〕 萬世工業事件をはじめとする近時の下級審判判例を素材として、説明をし討議を行う。		
第10回 国際訴訟競合〔原〕 関西鉄工事件をはじめとする近時の下級審判判例を素材として、説明をし討議を行う。諸外国の国際訴訟競合の処理についても説明する。		
第11・12回 国際仲裁〔原〕 ニューヨーク条約やジュネーブ条約あるいは二国間通商条約による外国仲裁判断の承認・執行についての国際的司法協力を説明する。その後、AAA、ロンドン仲裁、ICC仲裁などの海外の常設国際仲裁機関やわが国の国際商事仲裁協会などの活動や役割にふれる。最後に国際民事紛争処理についての訴訟と仲裁の比較を全員で討議する。		
第13・14回 国際倒産〔原〕 BCCI事件やベアリングス事件などの実際に起きた国際倒産事件を素材に、国際倒産処理の法的規制について説明する。近時の属地主義から普及主義への立法的改正について理解してもらった後、現在国際倒産が生じた場合の対応についても、並行して説明し検討を加える。		
第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)：小林秀之『国際取引紛争[新版第3版]』(弘文堂)		
参考書(購入任意)：石黒一憲『国際民事訴訟法』(新世社)、小林秀之ほか『国際民事紛争処理』(弘文堂)		
前提履修科目：民事訴訟法1・2を既に履修したか、履修していることが望ましい。		

科 目	リサーチペーパー（前期）（後期）	単 位 1
担 当	新屋達之	

授業内容の概要

担当教員は運営全体の統括を担当するもので、実際の指導は、各履修学生の希望及び研究テーマによって選定され指導を引き受けた本学専任教員が行ないます。

本科目の目的は、広い意味での法学に関する学術論文の作成です。論文は、選択したテーマについて、従来の研究を踏まえ、新たに分析（実証研究の場合は調査）を行い、自己の見解（実証研究の場合は知見）を提示するものである必要があります。実質的に、短めの修士論文を書くことに相当します。従って、まず選択した問題に関する従来の研究論文を網羅的に収集検討することから作業を始めることになります。本学に所蔵しない文献の収集については図書館スタッフに相談するようしてください。執筆方法・文献引用については、学術論文のスタイルを踏まえることが求められます。

1. 仮登録・正規登録

（1）仮登録：履修希望者は、氏名、学生番号、テーマ、希望する指導専任教員、400 字程度のテーマ説明を A4 用紙 1 枚に横書きし、指定期日までに事務局に提出してください。その際、希望する指導教員と事前に協議し、承諾を得ておくこと。期日については、TKC システム「リサーチペーパー」欄に掲載します。

（2）正規登録：前期・後期とも各学期の通常の登録期間中とします。履修取消期間も、他科目と同一です。

2. 対象分野・分量

法学（解釈論、実務分析、歴史的・哲学的・実証的研究、政策論等を含む）の全分野。ただし専任教員の中に指導教員が確保できるものとし、分量は1 万字～2 万字とします。

3. 前提履修科目

特になし。ただし、指導を希望する教員に研究計画を説明して事前に了承を得ることが必要ですが、当該教員がテーマないし当該学生の知識・学力などを考慮して指導を断ることもありえます。

4. 共同セミナー

前期・後期とも、学期開始直後に、学術論文の基本的作法その他について、担当教員が第 1 回共同セミナーを行います。予備登録からそれまでの間に、選択したテーマに関する古典的文献や最近の研究業績を検索・検討し、テーマの絞込みと整理に努めることを勧めます。事後の指導は、学生と指導教員相互のコンタクトによります。

更に、最終授業日の約 1 ヶ月前に第 2 回共同セミナーを行い、論文作成の進行状況を確認するものとし、なお、状況如何では、第 1 回、第 2 回の中間に臨時のセミナーを行ないます。

日程については、いずれも TKC システム「リサーチペーパー」欄に掲載します。

5. ペーパー提出

前期・後期ともペーパー提出期限は期末試験最終日の 1 週間後とし、履修者は、指示に基づき、完成論文を事務局に提出しなければなりません。

6. 成績評価

可否の 2 段階評価。

7. 優秀論文の選定・その他

審査の結果、優秀論文とされた場合、加筆・修正のうえ、本学紀要に掲載されることがあります。

提出された論文は図書館に保存され、執筆者の承諾がある場合には、他の学生の閲覧にも供します。詳細は共同セミナーの際に告知します。